

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
1	質問/意見	3.調達仕様書	3	1.6.契約期間、 1.7.本調達の作業スケジュール	サービス開始時期(令和10年3月初旬)の後倒し又は段階リリースの許容についてご検討いただきたい。 契約締結想定日(令和8年11月末)からサービス開始まで実質約15か月の期間内に、要件精査、基本設計・プロトタイプ、詳細設計、開発、単体・結合・総合テスト、受入テスト支援、業務習熟支援、移行リハーサル(原則2回以上)、本番移行、稼働後の手厚い立ち上がり支援までを完遂することは、機能要件約200項目、AI活用(チャットボット・レコメンド)、ガバメントクラウドへの新規移設という条件下では極めて挑戦的なスケジュールと考えます。 ①サービス開始時期の後倒し余地の明示、又は②機能をコアリリースと段階リリースに分割する運用の許容、又は③受入テスト期間・研修期間の下限日数を仕様書に明記いただきたい。	短期集中スケジュールを固定要件とした場合、応れ各社が過度なバッファを見積に積まざるを得ず、結果として調達価格の上振れ及び品質リスクが増大する懸念がございます。	サービス開始時期は関係機関との調整等を踏まえ設定しているものであり、変更は予定しておりません。また、本調達の対象機能はサービス開始時点で提供することを想定しており、段階リリースは予定しておりません。
2	意見	調達仕様書	3	1.7 本調達の作業スケジュール	契約締結(令和8年11月末～12月頃)からサービス開始(令和10年3月初旬)まで約15ヶ月の構築期間で、全200機能の設計・開発・テスト・移行・受入テスト・業務習熟支援を完遂する計画となっている。本機能規模に対して十分な品質を確保するためには、要件の優先順位付け(MVP定義)やフェーズ分割による段階的リリースの許容について検討いただきたい。	200機能を15ヶ月で一括構築する場合、品質確保と期間遵守の両立が極めて高難度となる。段階的リリースが許容されれば、重要機能を先行リリースしつつ品質を担保できるため、結果としてプロジェクト全体のリスク低減に資する。	本表項番1に記載のとおりです。
3	意見	3.調達仕様書	4	2.2.表1関連する調達案件の一覧 項番4	次期運用・保守事業者の落札者決定時期を令和10年3月頃から同年2月頃に前倒しし、令和10年3月中に引継ぎ・環境理解・手順確認・習熟を目的とした参画期間を設けることを希望します。	次期運用・保守事業者が4月から円滑に運用できるよう、3月中の習熟期間が必要のため。	次期運用・保守事業者への引継ぎについては、円滑な業務移行及び十分な習熟が図られるよう必要な対応を実施することを想定しております。なお、調達スケジュールや引継ぎ期間等の詳細については、今後の検討を踏まえて決定する予定です。
4	意見	3.調達仕様書	4	2.2.表1関連する調達案件の一覧 項番4	令和10年4月1日から令和15年3月31日までの運用・保守業務について、調達方式が一般競争入札(最低価格)とされているが、総合評価方式による調達とすることを希望します。	本システムは、AIを活用したチャットボット機能、求人レコメンド機能等を含むシステムであり、運用・保守期間中においても、AIマネージドサービス、モデル、API仕様、セキュリティ要件、RAG参照データ等の技術動向や制度・業務変更に継続的に追従する必要があると考えられる。また、AI機能の回答精度維持、参照データ更新、回答ログ分析、レコメンド結果の適切性確認、AIサービスのバージョンアップ対応等は、単純な定型運用にとどまらず、技術力、改善提案力、セキュリティ対応力、業務理解力が求められる業務である。価格のみで落札者を決定する場合、長期的な品質確保や技術変化への対応力が十分に評価されないおそれがあるため、価格に加えて、AI機能の運用・改善体制、技術追従方針、セキュリティ対応方針、継続的改善提案等を評価できる総合評価方式が望ましい。	令和10年4月1日以降の運用・保守業務に係る調達方式については、当該調達の実施時点において、業務内容、競争性の確保及び調達の効率性等を踏まえて決定いたします。いただいたご意見は、今後の調達検討に当たっての参考とさせていただきます。
5	意見	3.調達仕様書	4.7	3.情報システムに求める要件、 4.3.要件の精査及び高度化に向けた検討	P.4に「要件定義書の各要件を満たすこと」とある一方で、P.7には「要件の精査及び高度化に向けた検討」が定義されています。本要件の意図について、「提示された要件定義書をベースラインとしつつも、ガバメントクラウドの活用や開発効率化・UX向上等の観点から、受注者の専門的知見に基づく要件の見直し・代替案の提案および協議による『要件定義書(確定版)』の策定を容認・推奨する趣旨」であるか、記述の関係性や提案の自由度についてわかりやすい記載へと整理・補足いただくことを提案いたします。	P.4の記述のみでは提示された要件定義書の単純踏襲(過度な作り込み等)が求められているように読み取れ、P.7が掲げる「モダンな技術・運用による効率化や改善提案」との関係性が不明確になるためです。関係性を明確化いただくことで、各社がクラウドネイティブな最適構成や業務改善に資する質の高い提案を行えるようになると思います。	ご指摘を踏まえ調達仕様書3.以下を追記いたします。 ----- 「要件の実現に当たり、ガバメントクラウドの活用、システム構成の最適化、運用効率化、利用者利便性の向上その他の観点から見直しまたは改善が有効と考えられる場合は、「4.3 要件の精査及び高度化に向けた検討」に基づき、センターと協議の上で要件定義書(確定版)に反映できるものとする。」 -----

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
6	質問	3.調達仕様書	5	4.1.(2)引継ぎ事項の確認	事前調査業務の受託事業者が作成した成果物(各種ドキュメント)を事前に提供いただくことは可能でしょうか？		事前調査資料(※令和7年度に実施した事前調査事業の成果物に基づき、センターにおいて本調達の検討に必要な範囲で抜粋・整理したもの)を入札公告後に資料閲覧でご確認いただけます。
7	質問	3.調達仕様書	5	4.1.(2)引継ぎ事項の確認	令和7年度に実施された事前調査業務の残課題、検討課題及び引継ぎ事項について、本調達受注者が対応必須となる事項、設計工程で再検討する事項、対応不要事項の区分をご提示いただけますでしょうか。		ご質問の事項については、本業務の中で整理及び検討することを想定しており、個別の残課題等を区分して提示する予定はありません。事前調査結果については、センターでの要件定義の段階で整理・検討し、必須事項については要件に反映させておりますが、受注者においても本業務内で改めて事前調査結果を精査して整理・検討することを想定しております。
8	質問	3.調達仕様書	5	4.1.(1)事前準備、(2)引継ぎ事項の確認	(1)事前準備についてですが、この作業が完了しないと(2)引継ぎ事項の確認に着手できない等の制限はございますでしょうか。関連性が不明でしたので、ご教示をお願いいたします。		調達仕様書4.1.(1)事前準備の完了を(2)引継ぎ事項の確認の着手条件とするものではありません。必要に応じて並行して実施することを想定しております。
9	質問	3.調達仕様書	5	4.1.(1)事前準備	(1)事前準備についてですが、事前準備はガバメントクラウド環境の払い出し手続のみでしょうか。ガバメントクラウド環境へのアクセスにあたりガバメントクラウド環境専用の端末、専用回線などの準備は必要となりますでしょうか。		本調達においてはガバメントクラウド上でのシステム構築または移行等の実績を参加要件としていることから、ガバメントクラウド利用に当たり必要となる環境、手続等については、当該実績を有する事業者において適切にご判断いただくことを想定しております。このため、事前準備の内容をこれ以上具体化する予定はありません。
10	質問	3.調達仕様書	5	4.1.(2)引継ぎ事項の確認	(2)引継ぎ事項の確認についてですが、こちらは書面のみでの確認になりますでしょうか。課題によりますが、令和7年度に実施された国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトのBPR及びガバメントクラウド移設に関する事前調査業務の受託事業者に対して課題の経緯や背景といったものを確認することは可能でしょうか。		書面のみでの確認になります。契約期間外のため事前調査業務の受託事業者に対する確認は行えません。なお、課題の経緯や背景の確認の必要が生じた場合は発注者にご確認ください。
11	意見	3.調達仕様書	5	4.1.(1)事前準備	ガバメントクラウド(GCAS)の管理ユーザ等の払い出し手続きについて、申請から払い出し完了までには相当の期間(数週間～1ヶ月程度)を要することが想定されます。つきましては、後続の開発・検証工程の遅延を防ぐため、「センターにおける申請手続きの標準的な所要期間(リードタイム)の明記」および「手続き遅延が発生した場合のスケジュール調整に関する方針(双方案件としての取り扱い)」を仕様書へ反映いただくことを提案いたします。	ガバメントクラウドの払い出し手続きは、デジタル庁等の外部機関を経由するため受託事業者側で制御できない工程であり、払い出しの遅延がプロジェクト全体の遅延に直結する重大なリスク要因となるためです。事前に標準期間や調整ルールを明示いただくことで、適切な工程計画の策定と適正な履行管理が可能になると考えます	ガバメントクラウド利用に係る手続の所要期間については、案件ごとの状況により異なるため、標準期間を設定する予定はありません。なお、ガバメントクラウド利用に係る手続の遅延が発生した場合は、その帰責事由及びプロジェクトへの影響を踏まえ、必要なスケジュール調整等を行うことを基本といたします。
12	意見	3.調達仕様書	5	4.1.(2)引継ぎ事項の確認	事前調査業務の引継ぎ事項や残課題の確認にあたり、受託事業者(開発事業者)から前任事業者へ直接問合せを行うことは困難であることが想定されます。つきましては、ドキュメントの解釈や残課題に関する質疑・確認事項が生じた際、「センター(内閣府)を経由して前任事業者へ照会・確認いただける体制・運用とする」旨を仕様書へ明記いただくことを提案いたします。	受託事業者が前任事業者と直接コンタクトを取れない場合、質疑の解消や引継ぎ事項の正しい把握に支障をきたし、設計工程における手戻りや進捗遅延リスクが生じるためです。センターを経由した確認ルートを明確化いただくことで、円滑かつ確実な引継ぎとプロジェクト推進が可能になると考えます。	事前調査業務の引継ぎ事項や残課題に関する確認については、発注者が対応することを想定しています。前任事業者との契約期間終了後における問い合わせ対応は想定していないため、前任事業者への照会を前提とした運用を仕様書へ記載する予定はありません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
13	質問/意見	3_調達仕様書	5	4.1.(2)引継ぎ事項の確認	仕様書(案)4.1(2)にて「令和7年度に実施された事前調査業務の受託事業者が作成した各種ドキュメントを確認し、残課題、検討課題及び引継ぎ事項を把握すること」とされておりますが、事前調査成果のうち、①どこまでが本調達の要件として確定しているか、②どこからが受注者が精査すべき事項か、の線引きが不明瞭です。 事前調査成果と本仕様書(案)・要件定義書(抄)との関係マトリクス(確定要件／要精査事項／未確定事項)をご提示いただきたい。	要件精査工程の工数見積のため。	事前調査業務の成果については、本調達の受注者が内容を確認の上、残課題、検討課題及び引継ぎ事項を整理することを想定しております。 なお、本調達仕様書及び要件定義書に記載している内容を要件としており、事前調査成果との関係について「確定要件」、「要精査事項」及び「未確定事項」に区分したマトリクスを提示する予定はありません。
14	質問/意見	3_調達仕様書	5	4.2.(2)ア構築完遂の妥当性	提案書において「想定開発規模(KL等)・・・を活用し、本業務が構築期間内に完遂可能であることを論理的に示すこと」が求められておりますが、応札者間の見積り前提を揃える観点から、 (a) 現行システムの規模情報(プログラム規模、画面数、帳票数、バッチ処理本数等) (b) 事前調査業務において想定された次期システムの開発規模の参考値 の開示をご検討いただきたい。開示が困難な場合、閲覧資料において確認可能な規模関連情報の範囲をご教示願います。	完遂可能性の論証が要求される一方で規模の基礎情報が公開されておらず、応札者ごとの前提のばらつきが大きくなり、提案の比較可能性が損なわれるおそれがあるため。	開発規模は、採用する開発フレームワークや開発言語等によって変動するため、提示は予定しておりません。なお、想定する開発フレームワーク及び開発言語を踏まえ、「別紙2_機能要件一覧」等に基づき見積りを行うものと想定しております。
15	質問	3_調達仕様書	5-6	4.2.(2)イ AIを活用した開発支援ツールの活用計画	「なお、制約事項等の詳細は要件定義書『2.6.AI利活用機能に関する事項』を参照すること。」との記載について、参照先である「2.6.AI利活用機能に関する事項」はAIチャットボット等の機能要件に関する記載であり、「イ AIを活用した開発支援ツールの活用計画」の内容はコードやテストケース、その他ドキュメントの生成等の本業務の受託内容にAIを活用するにあたっての計画に関する記載であると見受けられるが、本業務で開発効率化や生産性向上のためにAIを活用する際の制約事項が調達仕様書4.5.(4)、および要件定義書2.6以外にある場合はご提示いただきたい。		ご指摘のとおり、要件定義書2.6.1は主としてAIを活用した機能に関する要件を示すものですが、AI活用に当たっての基本的な考え方及び制約事項についても同項をご参照ください。AIを活用した開発支援ツールの利用については、調達仕様書4.5.(4)及び要件定義書2.6.1に記載する事項を前提としております。
16	意見	3_調達仕様書	6	4.2.(4)ア作業進捗の報告等	作業進捗等の報告資料について「別途センターが指示する必要な書類を作成」とありますが、想定される報告資料の具体像を事前に把握できるよう、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等の標準的な様式・サンプルを前提とする」旨の明記、または想定される資料のイメージ(様式例)をご提示いただくことを提案いたします。	報告書類の定義があいまいな場合、提案・見積工程におけるドキュメント作成工数の算出にブレが生じるリスクがあるためです。標準ガイドライン等の公的サンプル・フォーマットをベースとすることで、各社が平準化された条件のもとで適正な見積・提案を行えるようになると考えるためです。	当該記載は、プロジェクトの進行状況等に応じて追加資料の提出を依頼する場合があることを想定したものであり、具体的な資料や様式を定めているものではないため、様式例等の提示は予定しておりません。
17	意見	3_調達仕様書	8	4.4.(1)ア基本設計及び詳細設計	リファレンスアーキ／IaC必須テンプレート準拠を“前提”化、独自設計は原則不可	ガバメントクラウドはデジタル庁の技術審査が必須であり、公式テンプレート準拠なら適合が担保できる且つ必須テンプレはセキュリティ設定をIaC化したもので独自設計だと設定漏れ・ばらつきが出るため	本システムに最適な構成については、調達仕様書4.4.(1)ア「リファレンスアーキテクチャ」に記載された構成要素を単純に組み合わせるだけでなく、本システムの要件や特性を踏まえて設計することを求めている。クラウドネイティブな構成、IaCの活用、自動化による運用効率化等を前提としつつ、具体的な実装方式については受注者の提案を妨げるものではありません。 このため、リファレンスアーキテクチャや特定のIaCテンプレートへの準拠を一律に必須とし、独自設計を認めない取扱いとする予定はありません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
18	質問	3.調達仕様書	8	4.4.(1)ア基本設計及び詳細設計	「センターに加え、必要に応じて府省クラウド CoE と事前協議すること。」との記載がございますが、1つの確認に対してどのくらいのリードタイムを想定すればよろしいでしょうか。また基本設計及び詳細設計(運用設計・保守設計を含む。)の成果物におけるレビューの承認はセンター様以外に府省クラウド CoE様も必要になりますでしょうか。レビューから承認までにどの程度の日数を見込まれておりますでしょうか。		プロジェクト遂行上の運営に関する事項であり、一律のリードタイムや承認期間をお示しすることはできません。 「センターに加え、必要に応じて府省クラウドCoEと事前協議すること」としてしており、協議や確認が必要となる場合には、内容に応じて対応することを想定しております。 なお、これ以上の詳細をお示しする予定はありません。
19	意見	3.調達仕様書	8	4.4.(1)ア基本設計及び詳細設計	「流用可能資産の調査及び評価、設計を行うこと」との仕様ですが、流用可能資産の事前調査・見積に必要な情報が揃っていないように見受けられます。具体的には、「4.12. 成果物について (1) 成果物一覧」の表2成果物一覧(P.15-16)にある成果物は、「13. 閲覧資料」の表(P.30)にある成果物を少なからず流用する想定ですが、「ソースコード一式」「実行プログラム一式」が後者の閲覧資料に見当たりませんでした。後者の閲覧資料に加えていただけないでしょうか。	流用可能資産の事前調査を行うために必要な情報(ソースコード一式、実行プログラム一式)が閲覧資料になく、流用を踏まえた見積(特にアプリ)が客観的に困難な仕様と見受けられるため。	流用可能資産の調査及び評価に必要な情報のうち、閲覧資料以外のものについては、契約締結後に受注者へ提供することを想定しております。このため、閲覧資料へのソースコード一式及び実行プログラム一式の追加は予定しておりません。
20	意見	3.調達仕様書	8,9	4.4.(1)イ プロトタイプ の作成、 4.4.(2)基本設計及び詳細設計の実施(構築(機能分))	P.9「(2) 基本設計及び詳細設計の実施」においてプロトタイプによる検証の旨が記載されています。画面レイアウトや画面遷移等のUI/UX検証については「基本設計工程においてワイヤーフレームや静的モック等(P.8「(1) イ」記載の代替手段)を用いてセンターとの合意形成を完了させ、詳細設計工程では新たなワイヤーフレーム等の作成は行わず内部設計(処理ロジックやDB定義等)に専念する」という進め方で問題ないか、工程ごとの役割を明示・確定いただくことを提案いたします。	UI/UXの合意形成を基本設計工程で完了させることで、詳細設計工程でのドキュメント作成の重複や手戻りを防ぐためです。工程ごとの役割分担を明確化することで、後続の構築・テスト工程のスケジュールを確実に遵守し、効率的な開発を遂行できると考えるためです。	具体的な設計手法及び成果物については、契約締結後に発注者と受注者で協議の上、決定することを想定しており、現時点ではご提示の進め方は是非にはお答えできません。
21	質問	3.調達仕様書	9	4.4.(1)カ 本システムに係る状況の可視化	システムの稼働状況及び利用状況把握のためどの粒度での情報が必要かご教示ください。		詳細な指標、集計単位及び表示内容については、設計工程において発注者及び受注者で整理する予定です
22	意見	3.調達仕様書	12	4.5.(4)AI等の活用による開発効率化	AIツールの活用状況(工数低減効果等)の報告について記載があります。 本報告における効果の考え方について、「AI不使用時との比較実験等を求めるものではなく、自社の標準生産性指標や見積もり想定工数等と比較した『推計による工数削減効果・活用実績(対象工程や適用件数等)』の定例会報告で足る」という認識でよいか、確認および定例会報告の運用イメージについてご教示・補足いただくことを提案いたします。	AI不使用時との直接比較測定を求められる場合、測定用の過剰な工数・コストが発生し、かえって開発効率化を阻害する恐れがあるためです。自社の標準値との比較や活用実績値による報告形式と明確化いただくことで、開発作業に支障をきたすことなく、実効性のある報告・ナレッジ共有が可能になると考えるためです。	効果の考え方についてはご認識のとおりです。また、AIを活用した開発工程、活用内容、適用件数、効果等を整理のうえ、定例会等において報告いただくことを想定しております。
23	質問	3.調達仕様書/ 4.要件定義書 (抄)	12/ 11	4.5.(4)AI等の活用による開発効率化 2.6.AI利活用機能に関する事項	調達仕様書(P12)に「AIツールは開発支援に限って利用し、本システムの機能として組み込まないこと」との記載がありますが、要件定義書(P11)に「本システムでは、利用者の利便性向上及び業務効率化を目的として、AI等を活用した以下の補助的な機能を実装する。」とも書かれています。 前者は本件受注者のみが利用するものであって納品物ではなく、後者は成果物に位置付けられるとの理解であっておりますでしょうか。		ご認識のとおりです。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
24	質問	3.調達仕様書	13	4.5.(6)開発の実施	契約締結(令和8年11月末想定)からサービス開始(令和10年3月初旬)までの工程計画及び見積りの前提として、環境構成及び環境の払い出しについて以下をご教示願います。 (a) ガバメントクラウド上に整備する環境の面数の想定(本番環境・検証環境のほか、ステージング等の環境を設ける想定の有無)。なお、仕様書4.4.(6)にて開発は受注者拠点に整備する開発環境で行うこととされていることから、実装・単体テストは受注者拠点環境で実施し、ガバメントクラウド環境は結合テスト以降の工程で使用するとの理解でよいか、あわせてご確認願います(工程ごとの環境の使い分けが受注者の提案に委ねられる場合は、その旨ご教示ください)。 (b) ガバメントクラウド環境の払い出し前に、受注者拠点環境で先行実施可能な作業の範囲(設計、アプリケーション実装、CI/CD整備等)について、セキュリティ要件等の観点から制約があればご教示願います。		(a) 要件定義書3.12.(1)に記載のとおり、ガバメントクラウド上の環境として、デジタル庁から提供(払い出し)される「本番環境」「検証環境」及び「開発環境」の3環境を利用することを想定しております。なお、当該「開発環境」は主にCI/CD等での利用を想定するものであり、調達仕様書4.5.(6)に記載する「受注者の拠点に整備する開発環境」とは異なるものです。 このため、アプリケーションの実装及び単体試験については受注者拠点の開発環境で実施し、その後、ガバメントクラウド上の開発環境及び検証環境を利用して各種試験を実施することを想定しております。なお、受注者拠点の開発環境には、ソースコード等を管理するリポジトリ及び単体試験環境等を整備することを前提としています。 具体的な環境の利用方法や工程ごとの使い分けについては、設計工程において協議の上決定するものとします。 (b) 受注者拠点環境における作業範囲等のセキュリティ要件については、デジタル庁GCASガイド(https://guide.gcas.cloud.go.jp/general/overview/overview-explanation-chapter-03)を参照してください。
25	意見	3.調達仕様書	13	4.7.業務習熟支援	業務習熟は、センター職員を対象とのことですが、オンサイトでの実施が必要かどうか、また、センターの所在地は東京都千代田大手町 1-3-3 大手町合同庁舎3号館3階のみであり、その他拠点はないかどうか、また、回数の想定がありましたら記載をお願いします。	オンサイトでの実施の場合、交通費等の実費が発生し費用に影響するため	業務習熟の具体的な実施方法については、業務の内容及び習熟状況を踏まえ、契約後に協議の上で決定することを想定しており、オンサイトでの実施を必須としているものではありません。なお、所在地については、現時点ではその他の拠点はありません。また、業務習熟の実施回数についても、具体的な実施方法及び回数について契約後に発注者と受注者で協議の上、決定することを想定しております。
26	意見	3.調達仕様書/ 4.要件定義書 (抄)	13/ 37	4.5.(6)開発の実施/ 3.14.表22項番6 テストデータ	システムテスト(結合・総合テスト)および移行検証等の精度向上を目的として、現行システムの実データ(本番データ)をテストデータとして受領・利用することを提案いたします。あわせて、個人情報保護およびセキュリティ確保の観点から、「個人情報を含むデータ項目については、センター側(現行システム環境内)においてあらかじめマスキング(匿名化・符号化)処理を実施した上でデータをご提供いただく」(または「受注者が提供するマスキングツール・スクリプトをセンター側で実行・加工の上ご提供いただく」)運用とすることを提案いたします。	受注者にてマスキングとの記載もございましたが、より情報セキュリティ対策を徹底するため、センター様側でのマスキングについてご検討お願いいたします。本番データ相当を利用することは、データ不整合による不具合や本番移行時のリスクを大幅に低減できるためです。	実データの利用及びマスキングの取扱いについては、要件定義書3.14.表22項番6(4)に記載のとおりです。総合テスト及び受入テストにおいて実データを使用する必要がある場合は、実データの取得申請を条件として使用を認めることとしており、実データの匿名化、符号化等を行う場合は受注者の作業としております。このため、センター側であらかじめマスキングを実施する運用は予定しておりません。
27	質問	3.調達仕様書	14	4.8.(2)継続的改善の実施	「必要に応じて利用者が求めるサービスの改善、マネージドサービス等のアップデートに伴う運用・保守作業の改善を実施する」とありますが、契約範囲内で実施する改善作業の上限、追加費用協議条件をご提示ください。		ご指摘を踏まえ調達仕様書4.8.(2)に以下を追記いたします。 ----- 「運用・保守期間中に、利用者からの要望対応、不具合の改善、環境変化への対応等を目的とした軽微な改修を行うことを想定しており、改修への対応工数(必要に応じて教育訓練等を含む。)として、平均して月1件程度のフロントアプリケーション(画面制御等)の軽微な改修に相当する作業量を見込むこと。」 ----- 「大規模な機能追加その他契約時に想定していない改修が必要となった場合は、センターと協議の上で対応を決定するものとする。」 -----

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
28	意見	3_調達仕様書	14	4.9.定例会等の実施	定例会はオンサイトでの実施が必要かどうか、記載をお願いします。	オンサイトでの実施の場合、交通費等の実費が発生し費用に影響するため	定例会については、円滑なコミュニケーション及び効率的な会議運営の観点から、Microsoft Teams等のWeb会議ツールの利用を基本とすることを想定しております。なお、会議の内容や議題等に応じて、必要な場合には対面による打合せを実施する可能性がありますますが、定例会へのオンサイト参加を必須とする予定はありません。
29	質問	3_調達仕様書	14-15	4.11.引継ぎ	本システムの次期システム運用・保守事業者への引継ぎが発生する旨、理解しておりますが、現行システム運用・保守事業者が行う引継ぎ先はどのように想定されておりますでしょうか。		現行システムの運用・保守事業者から、直接本調達の受注者に対して必要な引継ぎを行うことを想定しております。
30	質問/意見	3_調達仕様書/ 4_要件定義書 (抄)	14-15/ 50	4.11.(2)引継ぎ資産の整理等/ 3.16.(6)前任事業者からの引継ぎ作業	仕様書 4.11(2)及び要件定義書(抄)3.16(6)には「必要に応じてセンターの調整のもと、前任事業者との打合せを実施できる」旨の記載がございますが、①引継ぎに要する期間、②現行事業者の協力義務の程度、③打合せ回数の目安、④ドキュメント提出の範囲、が不明です。 センターと現行事業者間の契約上、協力いただける範囲及び内容を明示いただきたい。	引継ぎ工数の見積り前提を明確化するため。	引継ぎについては、センターの調整のもと、現行事業者から必要な説明及び情報提供を受けることを想定しておりますが、引継ぎの実施期間、打合せ回数及び提出資料の範囲をあらかじめ定める予定はありません。具体的な内容は契約締結後に調整することを想定しております。
31	意見	3_調達仕様書/ 4_要件定義書 (抄)	17/ 15、26	4.13.(1)ア 開発/ 3.2.(2)表2項番3画面の構成(マルチデバイス対応)(2)、 3.7.(4)コンポーネントの再利用性・拡張性	要件定義書 P.14 表10 ユーザビリティ要件 項番3(2)「レスポンシブデザインにより…」とある一方で、P.26「特にスマートフォンアプリについては…」や調達仕様書 P.17情報資産管理標準シートの提出で「スマートフォンアプリ名」等に『アプリ』等の表記が混在しています。本要件について、「モバイル専用ネイティブアプリの新規構築ではなく、ブラウザベースのレスポンシブWebデザインによる対応とする」旨へ表記を統一・明記いただくことを提案いたします。	専用アプリ構築とWebレスポンス対応では開発手法・工数・保守費用に大幅な開きが生じ、各社の提案範囲や見積金額に大きな差が出る原因となるためです。また、Webレスポンスデザインに要件を統一・明確化することで、平準化された条件のもとで適正な調達・提案評価が可能になると考えるためです。	本システムについては、ブラウザベースのレスポンスWebデザインにより、PC、タブレット及びスマートフォンから利用可能とすることを想定しており、モバイル専用ネイティブアプリの新規構築を求めるものではありません。 なお、情報資産管理標準シートについてはデジタル庁が定める様式であるため、本調達において記載内容は変更できませんが、クラウドネイティブな構成を採用する場合の具体的な記載方法については、採用するシステム構成を踏まえ、実際の作成時に発注者と受注者で協議の上、整理することを想定しております。 一方で、要件定義書3.7.(4)における「特にスマートフォンアプリについては～」の記載については、上記のとおりモバイル専用ネイティブアプリの新規構築は求めていないため、該当部分は削除いたします。
32	質問	3_調達仕様書	18	4.13.(1)エ ソフトウェア	使用するソフトウェア一覧に、「CMS」と記載されているが、現行システムにおいて使用している「CMS」名を教えてください		現行システムではCMSを使用しておりません。
33	意見	3_調達仕様書	18	4.13.(1)エ ソフトウェア	情報資産管理標準シートのカテゴリに「Webサーバ」「APサーバ」等の指定があります。本システムではガバメントクラウドのマネージドサービスやサーバーレス/コンテナ構成等の採用が想定され、Web/APの明確な分離がない構成もあり得ることを踏まえ、「採用するクラウド構成(PaaS・コンテナ・サーバーレス等)に応じて、Web/APを一体として記載(または該当する実行基盤・ミドルウェア名を記載)する運用で差し支えない」旨の整理・補足いただくことを提案いたします。	クラウドネイティブな構成を採用する場合、旧来のWeb/AP分離構成に当てはまらないケースが生じるためです。事前に資産管理シートの柔軟な記入ルールを明確化いただくことで、設計工程における無理な構成分割やドキュメント作成時の手戻りを防ぎ、適正な資産管理が可能になると考えるためです。	情報資産管理標準シートはデジタル庁が定める様式に基づき作成するものであり、本調達において記載項目等を変更できません。なお、クラウドネイティブな構成を採用する場合の具体的な記載方法については、採用するシステム構成を踏まえ、実際の作成時に発注者と受注者で協議の上、整理することを想定しております。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
34	質問/意見	3.調達仕様書	18	5.1.作業実施体制・役割	「設計・開発作業と品質管理作業において、作業責任者及び作業担当者の兼任は認めない」とありますが、 (a) 兼任禁止は作業責任者間の分離に加え作業担当者レベルでも完全な人的分離が求められるか (b) 品質管理体制の規模・専任性についての想定、をご教示願います。 また、本システムの規模に照らし、作業担当者レベルの兼任については、品質管理の独立性を担保する管理手順を前提に許容いただくことを要望いたします。	要求される人的分離のレベルにより体制コストが大きく変動し、応札各社の見積り差・価格上振れの要因となるため。	(a)作業担当者レベルでの完全分離は想定しておりません。記載趣旨を明確にするため、調達仕様書5.1.の記載を以下に修正いたします。 ----- 「設計・開発作業及び品質管理作業については、それぞれ責任者及び担当者を配置すること。責任者と担当者の兼務は認めない。また、設計・開発作業の責任者と品質管理作業の責任者は分離すること。担当者については、品質管理の独立性を担保する管理手順に基づく場合に限り兼務を許容する。」 ----- (b)品質管理体制の規模や専任者数について特段の要件は設けませんが、品質管理の実効性を確保できる体制を構築してください。
35	質問	3.調達仕様書	19	5.2.(1)プロジェクト全体管理者	[受注者におけるプロジェクト全体管理者には、本システムと同等規模のシステム、短期間での大規模システム開発及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を2年以上有し、次のいずれかに該当すること。]とのことですが、規模の判断の基準をご教示ください。例)金額など		「本システムと同等規模のシステム」とは、本システムと同程度の難易度、業務特性、利用者規模、開発体制、プロジェクト管理の複雑性等を有するシステムを想定しており、契約金額、画面数、機能数等の単一の指標によって判断するものではありません。受注者において、本業務の遂行に必要なプロジェクト管理能力を有することが確認できる実績をご提示ください。なお、「同等規模」の判断基準として具体的な金額等を定める予定はありません。
36	質問 (意見含む)	3.調達仕様書	19-20	5.2.(2)システム設計・開発班リーダー	・設計・開発の経験年数 ・主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格 ・設計・開発経験の中でリーダークラスとしての経験を2年以上 ・ア～エのいずれかに合致すると記載がありますが、すべてを網羅した人がリーダーになりますでしょうか。 本来アプリケーションとクラウド基盤の構築と2種類の作業が大きくあり、アプリケーションはクラウド基盤の資格は不要であり、クラウド基盤の対応するリーダーの要件と考えられます。(この場合ア～エも不要なのかもしれません)		ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(2)に以下を追記いたします。 ----- 「業務内容に応じて複数のリーダーを配置する場合は、各業務に関連する資格のみの保有で足りるものとする。」 -----
37	意見	3.調達仕様書	19-20	5.2.(2)システム設計・開発班リーダー	(2)システム設計・開発班リーダー資格要件(ア～エ)に、クラウドサービスプロバイダが認定する運用関連の上級資格の要件記載があるが、具体的な資格種類を明記することを検討いただきたい。	5.2(2)は5.2(3)(5)と同様にクラウドサービスプロバイダの上級資格を要件としているが、「上級」に該当する資格の範囲が必ずしも明確でなく、応札者側で適合の判断に迷いが生じ得る。資格種類を明記いただくことで要件がより明確になり、応札者の適切な対応につながると思われるため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(2)に以下を追記いたします。 ----- 「本要件における「上級資格」とは、ガバメントクラウドで利用可能なクラウドサービスプロバイダが認定する Professional、Expert、Specialty その他これらと同等以上の上位資格をいう。」 -----
38	質問	3.調達仕様書	19-21	5.2.作業要員に求める資格等の要件	作業要員に求める資格等の要件全般について、以下の各点をご教示願います。 (a) 各資格・試験合格等の充足を確認いただく時点(提案書提出時点、契約締結時点、当該要員の作業着手時点のいずれか)。 (b) 各項に定める「同等の能力を有することが経歴等において明らかな者」の該当性の証明方法(提案書に記載する経歴情報による審査で足りるか、指定様式・記載事項の有無)。 (c) 各リーダー・担当者的他役割との兼務の可否。		(a) 技術等提案書提出時点となります。 (b) 技術等提案書に記載する経歴情報による審査となります。 (c) 本表項番34を参照ください。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
39	質問/意見	3_調達仕様書/4_要件定義書(抄)	19-20/18,21	5.2.(2)システム設計・開発班リーダー、(3)システム設計・開発班(クラウドサービスの設計・開発担当者)、(5)システム運用・保守班(クラウドサービスの運用・保守担当者)/3.3.(1)表12項番1システムアーキテクチャ(2)、3.3(5)その他	仕様書 5.2 では「主として利用するクラウドサービス」との表現が用いられ、要件定義書 3.3(5) では「IaaS/PaaS については単一クラウドサービスでの構築を想定」との記載がある一方、SaaSの利用は許容されております。マルチCSP構成(例:主要業務は単一CSPだが、AI機能で別CSPのSaaSを併用)の許容範囲が不明です。 マルチCSP構成が許容される範囲・条件を明示いただきたい。	提案アーキテクチャの自由度を明確化するため。	基本的にガバメントクラウドの活用を想定しております。関連して、ガバメントクラウドで用意されているガードレール等を最大限に活用するため、単一クラウドサービスでの構築を想定しております。なお、ガバメントクラウドの利用ではなく、SaaSを活用した提案も各種要件が満たされる場合には提案可能としております。
40	質問(意見含む)	3_調達仕様書	20	5.2.(3) システム設計・開発班(クラウドサービスの設計・開発担当者)	・「主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。」とありますが、全員が本要件を保有する必要がありますでしょうか。本表項番36と同様本来アプリケーションとクラウド基盤の構築と2種類の作業が大きくあり、アプリケーションはクラウド基盤の資格は不要であり、クラウド基盤の対応者が必要な資格と考えます。		ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(3)の記載を以下に修正いたします。 ----- 「担当する業務に関連する上級資格を保有する要員を配置すること。」 -----
41	意見	3_調達仕様書	20	5.2.(4)システム運用・保守班リーダー	ITILv2、ITILv3、ITIL2011に加え、現行資格体系であるITIL 4 Foundation、ITIL 4 Managing Professional等も資格要件に含めることを希望します。	ITIL 4を含めることで、現行の資格体系に合った競争性・妥当性を確保できるため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(4)に以下を追記いたします。 ----- 「ITIL 4 Foundation」及び「ITIL 4 Managing Professional」 -----
42	意見	3_調達仕様書	20	5.2.(4)システム運用・保守班リーダー	システム運用・保守班リーダーの資格要件(ア～エ)に、クラウドサービスプロバイダが認定する運用関連の上級資格(例:AWS Certified SysOps Administrator – Associate、AWS Certified DevOps Engineer – Professional 等)又はSRE分野の実務経験・認定を、同等の要件として追加していただきたい。又は、オ「同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者」にクラウド運用・SRE分野の実務経歴が含まれる旨を明確化いただきたい。	4.3において本調達は「旧来技術・運用」の排除とクラウドサービスに適した運用監視手段の採用を明確に求めており、また5.2(3)及び(5)では設計・開発担当者及び運用・保守担当者にクラウドサービスプロバイダの上級資格の保有を求めている。しかし5.2(4)のリーダー資格要件(ア～エ)はITサービスマネージャ試験及びITIL(v2/v3/2011)に限定されており、クラウドネイティブ運用・SREに関する資格が含まれておらず、調達方針及び5.2(3)(5)との整合を欠いていると考えられるため。	ご指摘を踏まえ調達仕様書5.2.(4)に以下を追記いたします。 ----- 「クラウドサービスプロバイダが認定する運用関連の上位資格保有者または当該資格保有者と同等以上の知識及び技能を有することが、経歴及び業務実績により証明できる者」 -----
43	質問(意見含む)	3_調達仕様書	20	5.2.(5)システム運用・保守班(クラウドサービスの運用・保守担当者)	主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。こちらも全員が必要な要件でしょうか。本表項番36と同様クラウド基盤の対応するものと、アプリケーションとで分割して対応する方が効率が良いかと存じます。		ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(5)の記載を以下に修正いたします。 ----- 「主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、担当する業務に関連する上級資格を保有する要員を配置すること。」 -----

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
44	質問	3_調達仕様書	20-21	5.2.(7)生成AIサービス導入・活用担当者	生成AIサービス導入・活用担当者の配置要件について質問いたします。仕様書では「本システムが利用するガバメントクラウドのCSPに対応した生成AI関連認定資格を有する担当者を少なくとも1名配置することを必須とする」とされております。 本調達においては入札時点で利用するCSP(AWS/GCP/Azure等)が未定(受注者の提案による)であり、かつ単一クラウドでの構築を前提としております。そのため、提案段階において特定のCSPに 応じた生成AI資格者を特定・固定して配置することを求められるのでしょうか。あるいは、契約締結後に採択されたCSPに応じて、該当する資格保有者をプロジェクトに参画させる(または同等能力の証明書を提出する)形での対応でも認められるか、ご確認願います。		利用するCSPは受注者が提案するものであるため、提案時点において、当該CSPに対応した生成AI関連認定資格を有する担当者を配置できる体制を示してください。契約締結後に利用するCSPに応じて資格保有者を確保することを前提とした提案は想定しておりません。
45	意見	3_調達仕様書	21	5.2(7)生成AIサービス導入・活用担当者 エ	「(7) 生成 AI サービス導入・活用担当者」における資格要件に Microsoft Certified: Azure AI Engineer Associateの記載がある。本資格は令和8年6月30日をもって廃止となりますが、後継の Microsoft Certified: Azure AI App and Agent Developer Associateが資格要件になるのかご教示いただけますでしょうか。 認識が合う場合はMicrosoft Certified: Azure AI App and Agent Developer Associateも資格要件に含めるように記述の変更をお願いします。	受託後の認識違いによるトラブルを防止するため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書5.2.(7)の資格要件に以下を追記いたします。 ----- 「Microsoft Certified: Azure AI App and Agent Developer Associate」 -----
46	質問	3_調達仕様書	21	5.4.作業の管理に関する事項(2)	グループウェアの利用についての記載がありますが、Backlog等のツールの利用も検討いただきたく、Teams以外のグループウェアの利用にあたって制約などあればご教示ください。		本業務におけるコミュニケーション及び情報共有については、センターが利用する環境との互換性や運用上の制約を踏まえ、Teamsの利用を想定しております。 なお、Teams以外のBacklog等の外部サービスについては、センターの利用環境等の制約により利用することができません。 このため、Teams以外のグループウェアの利用を前提とした要件変更は予定しておりません。
47	意見	3_調達仕様書	21,22,23	5.3 作業場所、 6.1 機密保持、資料の取扱い、 6.3 個人情報等の取扱い	個人情報を扱うため、作業環境要件を具体化することを希望します。	個人情報を扱うため、作業環境要件を明確化し、情報漏えいリスクを抑える必要があるため。	作業環境については、調達仕様書8.2.において、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証取得等を参加要件として求めるとともに、機密保持、個人情報保護及び情報セキュリティに関する各種要件を定めています。これらの要件を満たした上で、受注者の責任において適切な作業環境を整備することを想定しているため、作業環境に係る追加的な要件の明確化は予定していません。
48	質問/意見	3_調達仕様書	23-24	6.6.情報システム監査	仕様書(案)6.6にて「開発工程において不正行為の有無を確認するための定期的な監査を実施」「センターが選定する事業者による監査を受け入れる」旨が記載されておりますが、①想定回数、②実施時期(工程マイルストーンとの関係)、③対象範囲、④受注者の対応工数の目安、が不明です。 年間の想定監査回数と対象工程を明示いただきたい。	監査対応工数の見積のため。	監査の実施回数、実施時期、対象範囲及び受注者に求める対応内容については、監査の目的やプロジェクトの状況に応じて決定するものであるため、現時点で一律に定める予定はありません。このため、年間の想定回数や対象工程を示す予定はありませんが、監査の実施に当たっては、必要な範囲で受注者に協力を求めます。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
49	意見	3_調達仕様書	25	7.3.検収	本調達仕様書(案)には支払条件に関する記載がないため、契約書(案)において、以下のいずれか又は双方の支払方法を設定していただきたい。①契約締結時における前金払(契約金額の一定割合を着手金として支払うもの)、②2か月ごととした工程単位の部分検収及びこれに対応する部分払。あわせて、前金払・部分払の適用有無及びその割合・単位については、入札公告時に契約書(案)等で明示していただきたい。	本調達の契約期間は契約締結日から令和10年3月31日までの約16か月にわたり、複数の会計年度をまたぐ。仮に支払が全成果物の一括検収後(契約満了時)のみとされる場合、受注者は16か月分の人件費及び再委託費を全額先行負担することとなり、資本規模の大きい事業者以外にとって重大な参入障壁となる。中小企業者・スタートアップを含む多様な事業者の参入による競争性確保の観点から、着手金(前金払)又は短周期(2か月ごと)の部分払の設定を要する。なお、表2成果物一覧に示される成果物は、設計・開発実施計画書(契約締結後2週間以内)、設計書(順次)、テスト計画書(各テスト開始前)等、工程ごとに順次納入される構造であり、2か月ごとの部分検収と対応する。部分検収の可否基準は本仕様書4.2(4)オに定める品質管理計画(工程別品質基準)と整合させることが可能であり、発注者側の検収事務負担の増加は限定的と考える。	各工程で成果物を提出いただくことを予定しておりますが、契約上は設計・開発からテスト、移行までを含めた一体の成果の完成をもって履行確認を行うこととしており、契約管理の観点からも、完成後の一括検収及び一括支払が適切と判断しております。このため、前金払及び部分払の導入は予定しておらず、原案のとおりいたします。なお、支払条件については入札公告時に公開する契約書(案)に記載いたします。
50	質問/意見	3_調達仕様書	25	7.1.知的財産権の帰属、 7.2.契約不適合責任、 7.3.検収	知的財産権の帰属、契約不適合責任、検収について「契約書に記載のとおりとする」旨の記載にとどまり、契約書ドラフトが開示されておられません。特に、①成果物にOSS・独自ライブラリを含める場合の知財処理、②契約不適合責任の期間・範囲、③損害賠償責任の上限・保険付保義務の有無等は応札可否判断に直結する事項です。 意見招請段階又は入札公告時点までに、契約書ドラフト(少なくとも上記論点部分の抜粋)を開示いただきたい。	個人情報を取り扱うシステムであり、契約上の責任範囲は応札判断・見積に直接影響するため。	入札公告時の「入札説明書」に契約書(案)を記載いたしますので、別途ご確認ください。
51	意見	3_調達仕様書	26	8.3.受注実績(1)	(1) 応札者は、ガバメントクラウドサービス上に官公庁等公的機関に係るシステムを構築(既存システムからの移行を含む)または当該業務に係るプロジェクト管理業務の実績を過去3年以内に有すること。を「ガバクラウド上のクラウドネイティブ構築/運用(生成AI・刷新含む)」へ具体化	調達仕様書ではサーバーレス・生成AI・刷新を求めているため、実績要件もその実質(クラウドネイティブ/生成AI/刷新)を問う形にする必要があると考えたため。 また、現行の「構築または移行または管理業務」だと幅広すぎて能力が担保されないと恐れ、品質に直結する実績に具体化する必要があるため。	本要件は、ガバメントクラウドサービス上における官公庁等システムに係る実務経験を有する事業者であることを確認することを目的にして設定したものです。本業務の遂行に当たっては、システム構築のみならず、進捗管理や品質管理等のプロジェクトマネジメント能力も重要であることから、構築実績に加えプロジェクト管理業務の実績についても対象としています。 また、特定の技術等に限定した場合、本業務遂行能力との関係で必ずしも必要不可欠とは言えない条件を必須とすることとなり、競争性を過度に制限するおそれがあります。 このため、本業務に必要な能力を確認しつつ、競争性を確保する観点から、原案のとおりいたします。 なお、クラウドネイティブな設計能力、ガバメントクラウドの活用能力、AI技術の活用方針及び更改プロジェクトの遂行能力については、技術提案において総合的に評価する予定です。
52	意見	3_調達仕様書	26	8.入札参加に関する事項	本調達の応札資格の中に、「入札説明会へ参加していること」を含めるのはいかがでしょうか。	本プロジェクトの遂行にあたり、入札説明会時に共有される留意事項等を把握の上、調達に参加することが望ましいと考えている為です。	入札説明会への参加の可否については事業者の判断を尊重するものと考えており、入札参加資格の要件とする予定はありません。
53	意見	3_調達仕様書	26	8.1競争参加資格(3)	本調達の応札資格として「全省庁統一資格のA等級」に限定するのはいかがでしょうか。	本調達の目的及び期待する効果を踏まえ、内閣府ご担当者様、国家公務員経験のある求職者、並びに求人情報掲出など多くの関係者が絡む本システムにおいて、当該業務のフロー等を含めたシステムの高度化・利便性向上を図るためには、一定以上の事業規模・技術レベルを有する事業者が対応すべき内容であると理解しております。 よって、基本的な業務遂行能力の指標となる参加等級については、難易度を上げる形で絞ることが望ましいと考えております。	参加資格等級については、本調達の規模及び業務内容等に照らし、AからC等級の事業者を対象とすることとしているため、見直しは予定しておりません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
54	質問	3.調達仕様書	26	8.3.受注実績(2)	本要件における「レガシーサービス」の具体的な定義をご教示ください。 例えば、以下のようなものが対象に含まれるかをご教示いただけますと幸いです。 ・老朽化したオンプレミスシステム ・メインフレームや汎用機上で稼働するシステム ・保守性・拡張性等に課題を有する既存システム ・その他、貴センターが想定するレガシーサービス		レガシーサービスとは、旧来技術や運用に依拠し、保守性、拡張性、運用効率等の観点から改善の余地がある既存の情報システムまたはサービスを想定しております。なお、特定のシステム形態(オンプレミス、メインフレーム等)に限定するものではありません。
55	質問	3.調達仕様書	26	8.3.受注実績(2)	「刷新を支援した実績」とは、どのような業務を指すものかをご教示ください。 例えば、以下のような実績も対象に含まれるとの理解でよいでしょうか。 ・システム化構想・コンサルティング ・アセスメントやロードマップ策定 ・PoC(概念実証)の実施 ・要件定義・設計支援 ・実際のシステム構築・移行 対象となる業務範囲について、ご教示いただけますと幸いです。		ご提示いただいた業務については、業務内容の見直しや改善を伴うシステム刷新に係るものであれば、いずれも実績の対象となり得るものと考えておりますが、個別の実績が要件に該当するかについては、提出いただく実績内容を踏まえて判断いたします。 また、ご指摘を踏まえ、趣旨を明確にするため調達仕様書8.3.(2)に以下を追記いたします。 ----- 「単なるハードウェア更改、クラウド移設その他の基盤更改のみで、業務内容の見直しや改善を伴わないものは、本要件における「刷新を支援した実績」には含まない。」 -----
56	意見	3.調達仕様書	26	8.3.受注実績(2)	本要件を「モダンなアプリケーション刷新を実施した実績」、または「設計・開発・構築した実績」など、実際にシステム構築を実施したことが明確となる表現へご変更いただくことをご検討いただけますと幸いです。	本要件は、モダンアプリケーションへの刷新に関する十分な実績・能力を有する事業者を選定することを目的とした要件であると理解しております。 一方で、「刷新を支援した実績」という表現では、コンサルティングやPoC等の限定的な支援実績まで含まれる可能性があり、実際にシステム構築を担った事業者との実績の差が判別しにくいと考えます。 そのため、本調達の目的に照らしてより適切な事業者を選定する観点から、内容変更のご検討をいただけますと幸いです。	参加資格については、ガバメントクラウド上のシステム構築またはプロジェクト管理業務の実績に加え、レガシーサービスの刷新支援実績等を求めていることに加え、本調達の遂行に必要な能力を有する事業者を選定できるものと考えております。 このため、要件の変更は予定していません。
57	意見	3.調達仕様書	26	8.2.公的な資格や認証等の取得	公的な資格や認証等の取得について、組織が責任ある方法でAIシステムを開発・提供・利用し、AI特有のリスクを管理することで、信頼できるAIガバナンスを確立するための認証である「ISO/IEC 42001」を有していることを条件に含めることを勧めさせていただきます。	本調達ではAIを活用した開発を想定されており、リスク管理の要求レベルを向上させるため	本調達においては既に品質管理及び情報セキュリティに関する認証等を参加要件として求めていることに加え、AI機能に関する要件及びセキュリティ要件を定めております。このため、ISO/IEC 42001の取得を入札参加資格の要件として追加する予定はありません。
58	質問	3.調達仕様書	26-27	8.3.受注実績	必要とされる4要件の内の幾つかは、他社からの再委託による実績でも認められますでしょうか。		本事業の求める要件を満たしているものであれば、実績として認めます。
59	意見	3.調達仕様書	26-27	8.3.受注実績、 8.4.複数事業者による 共同入札(4)	受注実績(1)～(4)を全件充足する要件、及び共同入札を構成する全事業者に同要件を課す8.4(4)について、要件の一部を選択制とすること、又は共同入札における構成事業者の実績合算を許容することをご検討いただきたい。	本調達は4.2(2)、4.5(4)、5.2(7)等において生成AI及びAI開発支援ツールの活用を全面的に求めていること、AI活用による開発生産性を有する事業者の参画が期待されていると解される。一方、8.3は官公庁等公的機関に係る実績を中心とする4要件のAND条件であり、かつ8.4(4)により共同入札を構成する全事業者に同一の実績要件を課するため、構成事業者間での実績の合算による補完ができない。この結果、モダンな技術・AI活用に強みを持つ一方で官公庁セグメントでの実績が限られる事業者が構造的に排除され、本調達が求める技術水準との間で競争性が十分に確保されないおそれがあると考えため。	ご指摘を踏まえ、共同入札の趣旨に鑑み、受注実績要件については共同体全体として必要な実績を有することを基本とするよう要件を見直しいたします。具体的には、調達仕様書「8.3.受注実績」、「8.4.複数事業者による共同入札」、「5.1.作業実施体制と役割」及び「9.再委託に関する事項」に関連規定を追記し、業務分担、責任範囲及び実績と担当業務との対応関係を明確化いたします。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
60	質問	3_調達仕様書	26-27	8.3.受注実績	受注実績(1)～(4)の認定範囲について、以下の各点をご教示願います。 (a) 応札者の親会社・子会社その他グループ会社が有する実績を、応札者の実績として認めていただけるか。 (b) (1)の「当該業務に係るプロジェクト管理業務の実績」には、ガバメントクラウド移行プロジェクトにおけるPMO支援・工程管理業務の実績が含まれるとの理解でよいか。 (c) (2)の「モダンなアプリケーションへの刷新を支援した実績」の範囲(計画策定・要件定義等の上流工程支援を含むか、設計・開発の実績に限られるか)。 (d) (4)の「本システムと同等の規模」を判断する際の目安(利用者数、データ量、運用体制規模等)。		(a) 応札者の親会社・子会社その他グループ会社の実績については、応札者自身の実績としては認めません。実績要件は応札者が有する実績を対象といたします。ただし、グループ内での事業再編による法人の存廃、M&A等による吸収合併等があった場合には、現組織設立までの経緯と統廃合前の実績等を踏まえて検討することになります。 また、ご指摘を踏まえ、調達仕様書8.3.1以下を追記いたします。 「本項に規定する受注実績は、原則として応札者自身が有する実績とする。ただし、合併、会社分割、事業譲渡その他これらに類する組織再編が行われた場合は、当該実績に係る事業等の承継状況を踏まえ、発注者において個別に判断する。」 ----- (b) 「当該業務に係るプロジェクト管理業務の実績」には、ガバメントクラウド移行プロジェクトにおけるプロジェクト管理業務の実績が含まれます。なお、実績要件への該当性については、提出いただく実績内容を踏まえて判断いたします。 (c) 「モダンなアプリケーションへの刷新を支援した実績」については、官公庁等公的機関が有する既存の情報システムまたはサービスについて、モダンなアプリケーションへの刷新に関する支援実績を想定しております。計画策定、要件定義等の上流工程支援や設計・開発支援等も実績の対象となり得ますが、個別の実績が要件に該当するかについては、提出いただく実績内容を踏まえて判断いたします。 (d) 「本システムと同等の規模」について一律の判断基準は設けておりません。実績要件への該当性については、提出いただく実績内容を踏まえて総合的に判断いたします。
61	意見	3_調達仕様書	26-27	8.3.受注実績	過去3年以内に(1)から(4)のすべての実績を満たしていることが要件とされておりますが、「すべての要件を満たすこと」から「いずれかの実績(または複数の組み合わせ)を有すること」への緩和、あるいは対象期間を「過去5年以内」に延長するなど、公平な競争性を確保するための見直しをご検討いただけないでしょうか。	ガバメントクラウドの公的機関への導入事例が本格化してからの期間が短い現状に鑑み、これらすべての条件を一社で満たすことは極めて困難であり、競争性を過度に制限する可能性があるため	当該基準については、本業務がガバメントクラウドへの移行、レガシーサービスの刷新、一定規模以上のデータベースを有するシステムの設計・開発及び安定した運用を包含するものであることから、受注者にはこれら全てに係る実績を求めることが適当と考えています。 また、実績の対象期間については、技術動向や開発・運用手法の変化を踏まえ、近年の実績を確認する観点から設定したものであることから、原案のとおりといたします。
62	意見	3_調達仕様書	27	8.3.受注実績(3)	入札参加資格における受注実績(3)の「1,000名以上の利用者が利用するデータベース機能」という要件について、参入機会の拡大および十分な競争性を確保する観点から、「500名以上の利用者が利用するデータベース機能」へと要件を緩和いただくことを提案いたします。	Webベースのデータベース構築やセキュリティ・アクセス制御に関する技術的ノウハウは、数百名規模の実績であっても十分に発揮・評価可能であるためです。過度に大規模な実績に限定せず基準を平準化いただくことで、より幅広い事業者が参入可能となり、質の高い提案と適正な価格競争の確保に資すると考えるためです	1,000人以上が利用するシステムを要件としておりますが、その趣旨は利用者数のみを評価することではなく、本業務の遂行に必要なデータベース設計、アプリケーション開発、及びデータ移行の実績を確認することにあります。ご指摘を踏まえ、調達仕様書8.3.(3)の記載を以下のとおり修正いたします。 「応札者は、1,000人以上の利用者が利用する情報システム、またはこれと同等程度以上の規模若しくは複雑性を有する情報システムについて、データベース設計(スキーマ設計、データモデル設計、コード定義等)、データベースに係るアプリケーションプログラムの設計・開発、及びデータ移行設計・実行を行った実績を過去3年以内に有すること。」 -----

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
63	質問	3_調達仕様書	27	8.4.複数事業者による共同入札(4)	「共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと」とあるが、8.3の受注実績は共同入札を構成する各事業者がそれぞれすべて満たす必要があるのか、共同入札体全体として満たせば足りるのか、確認したい。		本表項番59記載のとおりです。
64	質問/意見	3_調達仕様書	27	8.4.複数事業者による共同入札(4)	「共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと」とありますが、8.3に定める受注実績(1)～(4)についても、構成員の全社がそれぞれ単独で満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 その趣旨である場合、受注実績要件については「共同入札の代表者が満たすこと」又は「構成員全体として満たすこと」をもって足りるものとしていただくよう要望いたします。	ガバメントクラウド構築実績・モダン化支援実績等の全てを単独で有する事業者は限られ、共同入札の活用が事実上困難となる場合、競争性の確保に影響が生じると考えるため。	本表項番59記載のとおりです。
65	質問/意見	3_調達仕様書	27	9.再委託に関する事項	「本業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない」旨の記載がございますが、「主たる部分」の範囲が明示されていないため、応札検討時点で最適な体制構築(自社担当範囲と再委託先の役割分担)を計画することが困難です。 設計・開発／運用・保守／移行の各業務もしくは機能別に、再委託を認めない具体的な範囲を例示いただきたい。	体制構築の予見可能性を高め、価格・品質両面での適正な提案を行うため。	ご指摘を踏まえ調達仕様書9.の記載を以下のとおり修正いたします。 ----- 「受注者は、本業務の主たる部分(本業務の履行に当たり、中核となる総合的な企画、管理及び意思決定並びに成果物の品質確保に関する業務)を第三者に再委託してはならない。」 -----
66	質問	3_調達仕様書	28	10.1.クラウドサービスの選定、利用に関する要件(2)	ガバメントクラウド利用に係る経費はデジタル庁負担であり本調達の構築経費・運用経費に含めないとされているが、 ①技術等提案書においてクラウド利用料の概算提示は求められるか ②サーバーレス化等によるクラウド利用料の効率性(ランニングコスト削減)は総合評価において評価対象となるか 確認したい。		① 技術等提案書において、ガバメントクラウド利用料の概算額の提示は求めません。なお、当該利用料は本調達の落札時に提出いただく入札額内訳書に補足として記載いただく予定です(入札金額には含めません)。 ② 提案内容については、システム構成の妥当性、保守性、運用効率性等の観点から総合的に評価することとしており、ガバメントクラウド利用料そのものの多寡を直接評価するものではありません。
67	質問	3_調達仕様書	28	10.1.クラウドサービスの選定、利用に関する要件(2)	ガバメントクラウド利用の際にはインフラ構成図とリリース後5年間のサーバー利用料の試算量の資料がデジタル庁から求められるので記載しておいた方が良いでしょう。 また、デジタル庁への各種ドキュメント提出は解像度の高い資料が求められるので要件定義工程が完了している前提で情報をもとに作成することが求められるので今回の依頼スコープは基本設計からなので、プロジェクトの初動にインフラ構成図とリリース後5年間のサーバー利用料の試算量の資料を作成するスケジュールを想定しておいた方が良いでしょう		ガバメントクラウドの利用に係る技術審査等への対応については、調達仕様書に示すとおり受注者の作業範囲に含まれております。必要となる提出資料の内容、作成時期及び詳細な進め方については、契約後に事前調査成果物、要件定義書等を踏まえて整理することを想定しております。 なお、本調達ではガバメントクラウド上でのシステム構築または移行に関する実績を参加要件として求めていることから、これまでの実績や知見を踏まえ、必要な手続や提出資料の作成を考慮した現実的な工程計画を提案いただくことを期待しております。 このため、調達仕様書への追記は予定しておりません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
68	質問/意見	3.調達仕様書	28	10.1.クラウドサービスの選定、利用に関する要件(2)	仕様書 10.1(2)にて「ガバメントクラウド利用に係る経費はデジタル庁負担」と明示される一方、10.2 では「外部インタフェース連携ライセンス料は本調達に含む」とされております。マネージドAIサービス(例: Amazon Bedrock等)、監視SaaS、CDN、DBaaS、生成AI用API等が、いずれの負担区分に属するかが不明瞭です。サービス種別ごとの費用負担マトリクス(デジタル庁負担／本調達負担の区分)をご提示いただきたい。	クラウド利用料の負担範囲は総提案価格に大きく影響するため、応札各社間で前提を統一するため。	費用負担については、調達仕様書に記載のとおり、ガバメントクラウド利用に係る経費はデジタル庁が負担することを想定しております。具体的には、ガバメントクラウド上で提供されるサービスについて、クラウド利用料としてガバメントクラウド経由で計上されるものはデジタル庁負担となります。一方で、個別のライセンス契約、サブスクリプション契約その他受注者が別途調達する必要があるソフトウェア、サービスまたはライセンス等については、本調達の費用として見込むことを想定しております。なお、利用するサービスの構成や契約形態によって取扱いが異なる場合があるため、サービス種別ごとの費用負担マトリクスを提示する予定はありません。
69	質問/意見	3.調達仕様書/ 4.要件定義書(抄)	28-29/ 24,28,30	11.3.入札公告期間中の資料閲覧等/ 3.5(2)表16性能目標、3.10(1)③表19継続性に係る目標値(大規模災害発生時)、3.11(1)表20本システムにおけるセキュリティ対応方針	要件定義書(抄)では表16(性能目標の目標時間)、表19(大規模災害発生時の継続性に係る目標値)、表20(セキュリティ対応方針)等が「※記載略」とされております。これらは工数・構成・運用体制の検討に直接影響するため、(a) 入札公告時の公開版への反映、又は(b) 意見招請期間中からの資料閲覧の許可、をご検討いただきたい。あわせて、資料閲覧(仕様書11.3)について、閲覧者数(最大3名)の緩和、複数回閲覧の可否、及び閲覧時の複写・メモ作成・電子機器(PC等)の持込みの可否についてもご教示・ご検討願います。	非機能の主要数値を確認できないまま入札公告後の限られた期間で閲覧・見積りを行う場合、見積り精度の確保が困難であり、応札各社が過大なバッファを織り込む懸念があるため。	要件定義書3.5(2)表16及び3.10(1)③表19については記載略としておりません。記載略としている3.11(1)表20の記載事項については、閲覧資料においてご確認をお願いいたします。閲覧者数の上限緩和については、資料閲覧時に対応可能な職員数を踏まえ、1事業者当たり最大3名といたします。なお、複数回閲覧の可否、閲覧時の複写・メモ作成及び電子機器(PC等)の持込みについては、ご要望を踏まえ、調達仕様書11.3(4)に以下を追記いたします。 ----- 「複数回の閲覧は可能とするが、予約状況等を踏まえて調整するものとする。 また、資料の複写及び撮影は不可とし、メモの作成及び電子機器(PC等)の持込みについては可とする。」 -----
70	質問	4.要件定義書(抄)	-	-	現行システムについて、オンプレシステムなのか、それともクラウド(パブリッククラウド)システムなのか？教えていただきたいです。また、クラウド上にある場合、利用クラウドサービス(AWS,Azure等)についても教えていただきたいです。		AWS(パブリッククラウド)上で稼働しております。
71	意見	4.要件定義書(抄)	1	1.1.(1)業務範囲	職業紹介事業者向け機能が「全面新規」であることのスコップ影響を明記	要件定義書1.1で職業紹介事業者関連業務は全面見直し、府省人事担当・利用促進機能も新規追加。機能一覧でも職業紹介事業者向け16機能＋新規パッチ多数。 提案: 現行踏襲部分と新規構築部分を仕様上で区別し、見積り前提を揃える。新規領域はプロトタイプ先行検証の対象として明示。	本システムは既存システムの更改であり、現行機能を踏襲する部分と業務見直しに伴い新規に設計・構築する部分が相互に関連していることから、調達上、両者を明確に区分した見積条件は設定しておりません。なお、本調達では設計工程において要件の精査及び高度化に向けた検討を実施するとともに、主要な業務フローを対象としたプロトタイプを作成し、操作性や業務実行性の確認を行うこととしております。プロトタイプの対象範囲については、業務上の重要性や設計内容を踏まえ、契約後に発注者と受注者で協議の上、決定いたします。
72	質問	4.要件定義書(抄)	9	2.1.機能に関する事項	「現行システムの実装方法を単純に踏襲するのではなく、現時点で広く使われている技術を前提として優れた方法を選択する」とあるが、現行システム(ノーコードツールベース)のアプリケーション資産・ソースコードの流用は必須ではなく、ガバメントクラウド上のマネージドサービスを活用した新規開発として提案可能という理解でよいのか。		ご認識のとおりです。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
73	質問	4.要件定義書(抄)	9	2.1.機能に関する事項	別紙2_機能要件一覧に記載の要件は現時点の想定要件とされていますが、応札時点で必須要件として見積対象に含めるべき機能、設計時に採否を判断する機能、提案任意の機能の区分をご提示いただけますでしょうか。		別紙2「機能要件一覧」に記載した機能は、すべて見積対象として想定しております。 なお、「想定要件」とは、今後の設計・開発工程において追加、変更または削除が生じる可能性があることを示すものであり、必須・任意等の区分を示すものではありません。
74	質問	4.要件定義書(抄)/別紙2_機能要件一覧	9/ -	2.2.画面に関する事項/画面関係全般	見積精度向上のため、画面の入出力項目数について、ご教示ください。		入札公告以降に閲覧可能となる閲覧資料(別紙4_データモデル図(概要)等)でご確認ください。
75	質問	4.要件定義書(抄)/別紙2_機能要件一覧	9/ 項番56	2.1.機能に関する事項/職員証による氏名等確認機能	「職員証のレイアウト差異に依存せず抽出可能な汎用性を有すること」について、想定されるレイアウトの種類・数をご教示いただきたい。		職員証のレイアウトについては、利用者が所属する各府省等において様式の差異が存在することを想定しておりますが、その種類及び件数を網羅的に把握しているものではありません。このため、想定レイアウト数をお示しする予定はありません。提案に当たっては、レイアウト差異に一定程度対応可能な方式をご検討ください。
76	意見	4.要件定義書(抄)/別紙2_機能要件一覧	9.12/ 項番56	2.1.機能に関する事項、2.6.(3)AI機能共通要件/職員証による氏名等確認機能	別紙2_機能要件一覧 項番56「職員証による氏名等確認機能」について、抽出精度の目標値・SLA・抽出失敗時の取扱いが定義されていません。 一方、要件定義書2.1では本機能に「高い精度での文字情報の自動取得」を求めています。また 2.6(3)によりAI活用機能の対象が(1)チャットボット・(2)求人レコメンドに限定され、本機能は 2.6の共通要件(ア:補助的な位置づけ/イ:出力の正確性・完全性に限界がある前提での明示)から除外されています。つきましては、 (a)本機能を 2.6 AI活用機能に含め共通要件(ア・イ)を適用いただく。 (b)本機能を「入力補助・補助的照合」と明記いただく。 (c)要求する抽出精度の目標値・許容誤差・抽出失敗時の運用(業務管理者による目視照合等)を仕様上明確化いただく。 のいずれかをご検討いただきたい。	OCRの抽出精度基準が未定義のまま「高い精度」を求められると、応札各社が見積・検収の基準を設定できず、提案内容・費用にばらつきが生じます。 なお本機能は「別紙2_機能要件一覧 項番58」で業務管理者による最終承認(人が最終判断)を前提としており、2.6(3)「AIによる自動判断は行わず、最終的な判断は人が行う」と実質的に一致するため、2.6 AI活用機能に位置づけることが自然と考えます。	職員証による氏名等確認機能により得られた抽出結果及び照合結果のみをもって利用可否等を自動判定することは想定しておらず、最終的な利用資格確認及び承認は、別紙2項番58「求職者利用申込確認・承認機能」において業務管理者が実施することを前提としております。要件定義書においても、求職者利用申込の完了には、業務管理者による確認・承認を要するものとして整理しております(ご照会の(c)に相当)。 一方で、本機能はAI活用機能として定義しているチャットボット機能及び求人レコメンド機能とは目的・性質が異なり、AI活用機能の対象として位置付けることは想定していません。 また、OCRによる文字抽出精度については、職員証の様式差異、撮影環境、画像品質等の影響を受けるため、一律の数値基準を現段階で規定することは困難と考えております。 なお、詳細な運用方法、エラー時の取扱い及び画面上の表示内容等については、設計・開発工程における要件精査の中で発注者において検討する予定です。
77	質問	4.要件定義書(抄)	9	2.1.機能に関する事項	職員証による氏名等確認機能について、以下を確認したい。 (1)OCR認識精度の目標値(正答率等)は設定されるか。 (2)職員証のレイアウトパターン数(各府省で異なるレイアウトの種類数)の目安はどの程度か。 (3)OCR結果と入力情報が不一致の場合の業務フロー(自動的に不承認となるか、業務管理者の判断に委ねるか)はどちらを想定しているか。		(1)本表項番76に記載のとおりです。 (2)本表項番75に記載のとおりです。 (3)本表項番76に記載のとおりです。
78	意見	4.要件定義書(抄)	11-12	2.6.(1)AIを活用したチャットボット機能	「ガバメントクラウドが提供する最新のAIマネージドサービス(Amazon Bedrock 等)」との記載について、特定のクラウドサービスプロバイダ(CSP)の製品名のみを例示する記載の削除、または複数CSPの併記(例:「Amazon Bedrock、Google Cloud Vertex AI、Azure OpenAI Service 等」)を要望する。	要件定義書3.3ではクラウドサービスはガバメントクラウドで利用可能な範囲から受注者が選定するとされ、3.12ではAWS・GCP・Azureの3案の構成イメージが併記されている。特定CSP製品名のみ例示は当該CSPを前提とした調達との誤解を応札者に与え、CSP選定の中立性および競争性を損なうおそれがあるため。	ご指摘を踏まえ、要件定義書2.6.(1)から特定のCSPに係るサービス名の記載を削除いたします。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
79	質問	4.要件定義書(抄)	11-12	2.6.AI活用機能に関する事項	AIチャットボット機能及び求人レコメンド機能は、本調達における必須実装範囲という理解でよろしいでしょうか。段階導入を想定される場合、令和10年3月のサービス開始時点で必須となる機能範囲をご提示ください。		AIチャットボット機能及び求人レコメンド機能は、本調達における実装対象であり、サービス開始時点で利用可能な状態とすることを想定しております。なお、本調達の範囲外ですが、将来的な機能拡張については、サービス開始後の利用状況等を踏まえ、発注者において検討する予定です。
80	質問	要件定義書	11-12	2.6.AI活用機能に関する事項	チャットボット機能及び求人レコメンド機能について、受入テストにおける合否判定基準(回答精度、応答速度、ハルシネーション発生率等)はどのように設定される想定か。また、サービス開始後の継続的な精度評価指標(KPI)は設定されるか。		受入テスト時の合否判定については、要件定義書に定める機能要件を満たしていることを確認することを想定しており、具体的な数値基準については、設計工程において発注者が検討する予定です。また、サービス開始後の継続的な精度評価指標(KPI)については、その要否や内容を含め、設計工程において発注者と受注者で協議の上、整理することを想定しております。
81	意見	4.要件定義書(抄)	11-12	2.6.AI活用機能に関する事項	AIチャットボット機能及び求人レコメンド機能については、補助的な機能として段階的に導入する方針が示されていることから、サービス開始時点で必須とする最小機能を明確化し、高度な機能については、サービス開始後の利用実績及び精度評価を踏まえて追加導入する段階的な調達とすることを希望します。	AI機能は精度検証、評価データ整備、セキュリティ確認及び運用設計に相応の費用を要するのと、初期段階では必要最小限の機能に限定し、効果を確認した上で拡張することで、初期導入費用を抑制し、費用対効果の高い導入が可能になるため。	AIチャットボット機能及び求人レコメンド機能については、本調達の実装対象であり、サービス開始時点で利用可能な状態とすることを求めています。また、サービス開始時点で必要となる機能については、資料閲覧において提示を予定している閲覧用要件定義書に記載の要件を前提としております。なお、本調達の範囲外ですが、将来的な機能拡張については、サービス開始後の利用状況等を踏まえ、発注者において検討する予定です。
82	意見	4.要件定義書(抄)	11-12	2.6.(1)AIを活用したチャットボット機能	AIチャットボット機能について、「ガバメントクラウドが提供する最新のAIマネージドサービス」を活用する旨の記載があるが、提案の柔軟性及び技術選択の幅を確保する観点から、「ガバメントクラウドが提供するAIマネージドサービス、又はこれと安全に連携可能なマネージドサービスを活用し」といった記載に見直すことを希望します。	AIチャットボット機能は、RAG方式による参照データ活用、回答精度の維持、ログ分析、運用中の改善、セキュリティ対策等を含め、技術進展が速い領域である。そのため、特定のクラウドサービス又は特定のAIマネージドサービスに限定するよりも、ガバメントクラウド上のサービスに加え、ガバメントクラウドと安全に連携可能で、必要なセキュリティ要件、個人情報保護要件、監査要件等を満たすマネージドサービスも選択肢に含めることで、より高品質かつ効率的な提案が可能となると考えられる。また、技術選定の自由度を一定程度確保することで、将来的なAI技術の進展やサービス仕様変更にも追従しやすくなるため。	ご指摘を踏まえ、要件定義書2.6.(1)に以下を追記いたします。 ----- 「ガバメントクラウドが提供する最新のAIマネージドサービス」に続けて「または本調達において求めるセキュリティ要件を満たすサービス」 -----

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
83	質問	4_要件定義書(抄)/別紙2_機能要件一覧	11-12/ 項番 2,56,182	2.6.AI活用機能に関する事項/ マイページ機能(求職者向け)、職員証による氏名等確認機能、チャットボット機能	要件定義書(抄)2.6において、AIを活用したチャットボット機能および求人レコメンド機能の実装が求められ、同(3)では「上記(1)(2)に定める機能に限定して段階的に導入する補助的なもの」と記載されています。また、求職者利用申込等に関連し、職員証画像からのAI・OCR等による氏名等確認機能も求められており、別紙2_機能要件一覧にもチャットボット機能、職員証による氏名等確認機能、求人レコメンド関連の記載があります。一方、公開版では表6～表8の詳細が記載略となっており、本調達(サービス開始時点)で必須となる範囲が判然としません。 つきましては、本調達の契約範囲および令和10年3月頃のサービス開始時点における必須範囲について、以下をご教示ください。 (1) チャットボット機能、求人レコメンド機能、職員証による氏名等確認機能(AI・OCR等)のそれぞれについて、サービス開始時点で実装必須か、開始後の段階導入(本調達の運用・保守期間中の追加実装を含む)で足りるか。 (2) 「段階的に導入」とある場合、本調達の設計・開発工程で完成すべき範囲(例:画面・導線のみ、参照データ連携まで、本番応答まで等)と、サービス開始後に拡充する範囲の切り分け方針をご教示いただきたい。 (3) 職員証による氏名等確認機能は、2.6に掲げるAI機能(チャットボット・求人レコメンド)とは別に、サービス開始時点の必須機能と理解してよいか。 (4) 受入テストおよび検収における合否判定上、上記AI関連機能の到達水準(必須/任意/次期以降)をどのように設定される想定か。 (5) 公開版で記載略となっている表6～表8について、応札者の見積精度確保の観点から、公告時の閲覧資料等で確認可能となるか。		(1)(2)(3) AIチャットボット機能、求人レコメンド機能及び職員証による氏名等確認機能については、いずれも本調達の契約範囲に含まれており、サービス開始時点で利用可能な状態とすることを想定しております。 (4) AIチャットボット機能及び求人レコメンド機能については、補助的な機能として位置付けており、具体的な機能内容、到達水準、性能評価方法及び検収時の確認方法等については、設計工程において発注者と受注者で協議の上、整理することを想定しております。 (5) 公開版で記載を省略している詳細要件については、公告後の資料閲覧において確認可能である旨を要件定義書(抄)の表紙に記載しております。
84	意見	4_要件定義書(抄)	12	2.6.(1)表6チャットボット機能 導入要件一覧(2)表7求人レコメンド機能 導入要件一覧(3)表8AI活用方針及び共通制約事項	チャットボット機能・求人レコメンド機能の導入要件一覧(表6～8)が公開版では「記載略」とされているが、AI機能は実装規模・コストへの影響が大きいため、入札公告時の公開版要件定義書への記載、または概要情報(想定質問カテゴリ数、参照ドキュメントの種類・分量、精度・応答性能の目標水準等)の提示を要望する。	閲覧資料のみでの確認では応札検討の初期段階で見積規模を判断できず、応札可否の判断や適正な見積りの支障となるため。	チャットボット機能及び求人レコメンド機能に係る導入要件の詳細については、セキュリティ上の観点から公開版要件定義書では記載を省略しております。
85	意見	4_要件定義書(抄)	12	2.6.(1)AIを活用したチャットボット機能	「Amazon Bedrock等」と特定サービス名を例示している箇所については、特定クラウドサービスへの誘導と解釈される可能性があるため、クラウドサービスプロバイダーが提供するAIマネージドサービスといった中立的な記載への修正をご検討いただきたい。	ガバメントクラウドでは複数クラウド事業者がAIマネージドサービスを提供しており、特定サービス名の例示は提案の自由度や競争性を狭める可能性があるため。	本表項番78に記載のとおりです。
86	質問	4_要件定義書(抄)	12	2.6.(1)AIを活用したチャットボット機能	インプット情報として利用を想定している現行FAQ(存在する場合)の提供可否をご教示いただきたい。併せて、FAQ件数及び更新頻度についてもご提示いただきたいです。		官民人材交流センターのホームページにおいて「利用の手引き」を掲載しておりますが、当該手引き以外に、AI活用を想定したFAQデータベースや体系的に整備されたFAQコンテンツは保有しておりません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
87	質問	4_要件定義書(抄)	12	2.6.(1)表6チャットボット機能 導入要件一覧.(2)表7求人レコメンド機能 導入要件一覧.(3)表8AI活用方針及び共通制約事項	現状の要件定義書に記載のある下記表3点について、入札公告時には公表される(公示情報に含まれる)でしょうか？ 表6 チャットボット機能 導入要件一覧 ※記載略 表7 求人レコメンド機能 導入要件一覧 ※記載略 表8 AI活用方針及び共通制約事項 ※記載略		当該表は入札公告時にも公表する予定はありません。閲覧用の要件定義書にてご確認ください。
88	質問	4_要件定義書(抄)	17	3.2.(3)表11項番3マルチデバイス対応(1)	表11 アクセシビリティ要件の項番3 マルチデバイス対応の(1)「解像度の低い機種、画面サイズの小さい機種」について、利用可能とする解像度、画面サイズをご教示ください。		利用可能とする解像度及び画面サイズについて、特定の数値要件は定めておりません。本システムは、要件定義書に定めるマルチデバイス対応要件を満たし、PC、タブレット及びスマートフォン等の一般的な利用環境において支障なく利用できることを求めています。具体的な対応解像度及び画面サイズについては、設計工程において発注者が検討する予定です。
89	質問/意見	4_要件定義書(抄)	19	3.3.(1)表12項番2アプリケーションの設計方針(1)、(6)	要件定義書 3.3 表12 項目2(1)では「マイクロサービスアーキテクチャ」を含むモダン技術を前提としつつ、同項目2(6)では「コンテナの構成を採用する場合については、モジュラーモノリスの構成とすることを想定している」と記載されており、両アーキテクチャが並列的に推奨されているように読解されます。基本設計における選定判断基準、又は優先順位を明示いただきたい。	提案アーキテクチャの妥当性を客観的に評価いただくため。	ガバメントクラウドでは、マイクロサービスアーキテクチャの考え方に基づく疎結合なシステム構成が求められています。一方で、本システムにおいては、業務特性、開発・運用コスト及び費用対効果を考慮し、モジュラーモノリス構成を含めて提案可能なものとしています。このため、各事業者において最適と考えるアーキテクチャを提案してください。
90	質問/意見	4_要件定義書(抄)	19	3.3.(1)表12項番1システムアーキテクチャ(12)	開発要員のマイナンバーカード登録要件についてご教示ください。仕様書に「開発担当全員がマイナンバーカードの登録を行う必要がある」とございますが、これはガバメントクラウドの開発環境や管理ツールへアクセスする全要員(協力会社・パートナー企業の要員を含む)の「個人所有のマイナンバーカード」をシステムへ紐付ける必要がある、という認識で相違ないでしょうか。仮にその場合、代替の認証手段(他認証デバイス等)の有無、または登録が必要となる要員の具体的な範囲(特権管理者のみ等)についてご検討いただけますでしょうか。	個人情報保護や労務管理上の観点から、全要員への一律の強制が困難なケース、あるいは要員確保に支障をきたす懸念があるため	マイナンバーカードの登録要件はガバメントクラウド及びGCASの利用要件に基づくものであり、本調達において個別に定めているものではありません。登録が必要となる利用者の範囲、利用可能な認証手段その他の詳細については、デジタル庁が定めるGCAS利用ガイド等をご確認ください。なお、GCAS利用ガイドにおいては、対象となる要員の範囲についても利用者ロールごとに整理されております。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
91	質問	4.要件定義書(抄)	19,24	3.3.(1)表12項番2(8)AI機能の技術方針④、3.5.(2)表16性能目標	要件定義書(抄)19頁「AI機能の技術方針④」において、AI機能の応答性能は「3.5.性能に関する事項」に準拠することとされつつ、AI処理の特性上、応答時間が通常の画面処理より長くなる場合は処理中である旨を利用者に明示する等のUX上の配慮を行うことと記載されています。他方、同書24頁「表16 性能目標」では、参照系・更新系ともに目標時間2秒(通常時遵守率90%、ピーク時遵守率80%)が定められています。 つきましては、チャットボット、求人レコメンド、職員証のAI・OCR照合等のAI処理を伴う機能について、以下をご教示ください。 (1) 表16の目標時間(2秒)および遵守率の適用対象に、上記AI処理を伴うトランザクションは含まれるか。 (2) 含まれる場合、AI処理区間(例:マネージドAIサービス呼出し時間)は測定対象に含めるか、アプリケーション側の前後処理のみを対象とするか。 (3) AI処理により2秒を超えることが想定される場合、当該トランザクションは遵守率の母数から除外する等の取扱いがあるか。除外がある場合、その条件をご教示いただきたい。 (4) 除外や別目標の設定がない場合、性能試験・受入時の合否判定において、AI機能はどのように評価される想定か。 上記が最終仕様で明確化される場合は、調達仕様書または要件定義書への追記をご検討願います。		ご指摘を踏まえ要件定義書3.5.(2)に以下を追記いたします。 ----- 「業務処理でAIを利用する部分の性能目標については設計段階において協議することを想定。」 -----
92	質問	4.要件定義書(抄)	19,24	3.3.(1)表12項番2(8)AI機能の技術方針④、3.5.(2)表16性能目標	AI機能における性能目標の適用基準についてご教示ください。 チャットボット(RAG方式によるLLM生成処理)や求人レコメンド機能は、その技術的特性上、リクエストからAIによる出力(推論・生成)の完了まで数秒以上の時間を要するケースが多いです。 仕様書では「AI機能の応答性能は本システム全体の性能要件(目標時間2秒以内)に準拠すること」とされておりますが、一方で「処理時間が長くなる場合はUX上の配慮を行うこと」とも記載されています。性能目標として一律「2秒以内」を厳格な合否判定基準(遵守率のカウント対象)として適用されるのか、それとも「UX上の配慮(処理中表示等)」を行っていれば、2秒を超えた場合でも性能要件の不適合とはならない扱いとなるのか、具体的な合否判定基準の解釈についてご確認願います。		本表項番91記載のとおりです。
93	質問	4.要件定義書(抄)	20	3.3.(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件①	利用するガバメントクラウドのCSPは発注者側で指定されるのでしょうか。それとも受注者提案によりAWS、GCP、Azure等から選定する理解でしょうか。		利用するガバメントクラウドのCSPについては、受注者提案により選定いたします。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
94	質問	4.要件定義書(抄)	20-21	3.3.(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件⑬	⑬クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。 ア ISO/IEC27017:2015 イ CSマーク(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会(JASA)のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの) ウ 本調達ではCSPのサービスを活用することを前提としているが、本調達においてIT製品を採用する場合には、原則ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品を採用すること。採用にあたっては以下の資料を参考にすること。 ※IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト(平成30年2月28日経済産業省) 【ご質問内容】 上記は、応札者の企業としての認証ではなく、提供するサービスがいずれかの認証を取得しておれば良い(可)との理解でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
95	意見	4.要件定義書(抄)	20-21	3.3.(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件	掲載されている構成例及びリファレンスアーキテクチャは参考情報であり、特定の製品又はサービス構成を必須とするものではなく、機能、性能、セキュリティ及び運用要件を満たす同等又は代替サービスによる提案を認める旨を明記いただきたい。また、各クラウドサービスプロバイダーの特性を踏まえ、本システムに最適化した構成を提案できることを明確化いただきたい。	ガバメントクラウドを構成する複数のクラウドサービスプロバイダー間で技術中立性と競争性を確保し、各サービスの特性を活用した可用性、セキュリティ、運用性及びコスト効率の高い提案を可能とするため。	ご指摘を踏まえ、要件定義書3.12.(1)に以下を追記いたします。 ----- 「掲載されている構成例及びリファレンスアーキテクチャは参考情報であり、特定の製品またはサービス構成を指定するものではない。提案に当たっては、各クラウドサービスプロバイダーの特性等を踏まえ、要件定義書及び調達仕様書に示す要件を満たし、本システムに最適化した構成を提案すること。」 -----
96	質問	4.要件定義書(抄)	20-21	3.3.(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件	ガバメントクラウド上のクラウドサービス利用料、ガバメントクラウド外のSaaS、AIサービス、開発支援サービス及びソフトウェアライセンスについて、入札価格に含める費用の範囲、対象期間及び見積方法をご教示いただきたい。また、提案書において参考情報として提示すべきクラウド利用料及びライフサイクルコストの範囲についても明確化いただきたい。		ご質問の費用範囲、対象期間、見積方法等については、入札公告時に公表する入札説明書等においてお示しいたしますので、当該資料をご確認ください。また本表項番68についても合わせてご参照ください。
97	質問	4.要件定義書(抄)	21-24	3.4.システム規模に関する事項	現行システムの月間アクセス件数(平均値・ピーク値)や同時接続数および次期システムの想定値をご提示いただきたいです。システム規模見積の精度向上の為、お聞きしたいです。		現行システムの月間アクセス件数(平均値・ピーク値)、同時接続数については、対象範囲や集計条件によって数値が大きく異なるため、一律に提示できません。なお、次期システムで想定している処理件数については、要件定義書「3.4 システム規模に関する事項」において、想定処理件数(表14)、利用者数(表15)等を記載しておりますので、ご参照ください。
98	質問	4.要件定義書(抄)	23,50	3.4.(4)表15利用者数 項番5 3.17.(2)表30教育対象者 項番2	23頁の表15「利用者数」において、営業担当者が5名と定義されており、教育対象者がそれを上回る6名と定義されているが、どちらが正かご教示ください。		営業担当者は「6名」が正しいため、要件定義書3.4.(4)表15の「営業担当者」を「6名」に修正いたします。
99	質問	4.要件定義書(抄)	24	3.5.(2)表16性能目標	性能目標の2秒応答について、AI機能、外部API連携、ファイルアップロード、帳票出力、検索処理、バッチ相当処理も対象に含まれるかをご提示ください。		「目標時間2秒(通常時遵守率90%、ピーク時遵守率80%)」の性能目標は、通常の画面表示及び参照・更新処理を対象として想定しております。AI機能、外部API連携、ファイルアップロード、帳票出力、バッチ処理等については、一律に対象とするものではありません。詳細は設計工程において発注者及び受注者で協議の上、整理することを想定しております。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
100	意見	4.要件定義書(抄)	25	3.6.(1)①表17可用性に係る目標値 項番2	稼働率99.9%以上の対象範囲について、AI機能、外部API連携、クラウドサービス障害、連携先システム障害、計画停止、縮退運転時の扱いをご提示いただけますでしょうか。 例えば外部API連携等に関しては利用する外部の稼働率に引きずられて稼働率が未達の場合は顧客と要相談の上で除外等の対応が可能ならその記述を追加いただきたい。	外部要因によって稼働率が変動する可能性があり、事業者側だけでコントロールが難しいポイントであるため。	要件定義書3.6.(1)①表17項番2の補足欄に記載のとおりです。
101	質問	4.要件定義書(抄)	26	3.7.(5)モニタリングと定期的な報告	「本システムの運用にあたっては、ログ解析機能、Web解析機能の活用を前提とし、」とあるが、現行システムではどのようなサービスを利用されているかご教示ください。		現行システムで利用しているサービスの詳細については開示予定はありません。本調達においては、要件定義書及び調達仕様書に定める要件を満たすログ解析機能及びWeb解析機能を提案してください。
102	質問/意見	4.要件定義書(抄)	28	3.10.(1)②表18継続性に係る目標値(業務停止を伴う障害発生時)	要件定義書 3.10 表18「業務停止を伴う障害発生時の継続性に係る目標値」につきましては、公開版では具体値が読み取りにくい構成となっております。BCP要件は運用体制、バックアップ方式、災害対策サイトの要否、稼働率99.9%との整合等、システム全体のコスト構造に大きな影響を及ぼすため、当該数値の明示が不可欠と考えます。 RTO／RLO／RPOの目標値を仕様書本文中に明記いただきたい。	可用性・継続性要件が読み取れないと、価格に過大なバッファを積みざるを得ないため。	要件定義書3.10.において、業務停止を伴う障害発生時及び大規模災害発生時それぞれのRTO、RLO及びRPOを記載しております。このため、追加の記載・修正は予定しておりません。
103	質問	4.要件定義書(抄)	28-29,33	3.10.(1)③表19継続性に係る目標値(大規模災害発生時)、(2)④オデータの隔地補完、3.12.(3)ハードウェア構成	大規模災害発生時(リージョン被災級)のDR(災害復旧)方針について、以下の記載の關係をご教示ください。 ・表19(大規模災害発生時の継続性に係る目標値)の注記では「目標値はゾーン冗長で可能な範囲の目標値を適宜設定すること」とされ、3.12.(3)においても災害対策の方針は「同一リージョン内の複数ゾーンでのレプリケーション・切替構成」と記載されています。 ・一方、3.10.(2)④オでは、バックアップデータの「別リージョンのオフサイトへの隔地保管」が要求されています。 上記を踏まえ、大規模災害発生時の復旧方式は、下記のどちらになりますでしょうか。 (a) 別リージョンに隔地保管したバックアップデータを活用し、別リージョン上にシステム環境を再構築・復旧させる想定 (b) 被災したプライマリリージョンの復旧を待ち、同一リージョン内へバックアップデータを復元して業務再開する想定(別リージョン保管はデータ保全を目的とするもの)		別リージョンへのバックアップ保管はデータ保全を目的としており、代替リージョン上でのシステム再構築・運用は現時点では想定しておりません。大規模災害発生時は、プライマリリージョンの復旧後にシステムを復元し、業務を再開する想定です。
104	質問	4.要件定義書(抄)	30	3.12.(1)システム構成	「本番環境」、「検証環境」、「開発環境」の3種類は全てデジタル庁から提供される理解で相違ないか、確認させていただきたい。		本項目に記載している3種類の環境については、ご認識のとおりです。 なお、本表項番24に記載しているとおり、このほかに調達仕様書4.5.(6)に記載する「受注者の拠点到整備する開発環境」を準備いただく必要があります。
105	質問	4.要件定義書(抄)	30-32	3.12.(1)システム構成図7～図9	本番環境システム構成イメージとしてAWS・GCP・Azureの3案が併記されているが、利用するCSPIはガバメントクラウドで利用可能な範囲から受注者の提案により選定するものであり、いずれのCSPを選定しても総合評価上の有利・不利は生じないという理解でよいのか。		ご認識のとおりです。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
106	質問	4_要件定義書(抄)/別紙2_機能要件一覧	30/ 項番 1,22,38,5 4,144, 152	ログイン/ 3.11.セキュリティに関する事項	利用者の認証方式について、公開版資料では詳細を確認できなかったため、以下の各点をご教示願います。 (a) 求職者・求人企業・職業紹介事業者・各府省人事担当者等の各利用者区分について、多要素認証の要否(ID/パスワード認証のみで足りるか、区分により要件が異なるか)。 (b) GビズID等の外部認証基盤との連携の要否。 (c) 求人企業・職業紹介事業者の利用申込時における実在確認(法人確認)の方式について、法人番号システムWeb-API連携以外に想定される確認手段の有無。		(a)利用者認証はID/パスワード認証を想定しており、多要素認証(MFA)は必須要件としておりません。なお、本表項番130記載のとりクラウド管理者等についてはMFAを必須としております。 (b)外部認証基盤との連携は現時点では想定しておらず、必須要件としておりません。 (c)法人番号システムWeb-API連携を念頭に置いておりますが、それ以外の確認手段を排除するものではありません。
107	質問	4_要件定義書(抄)	32-33	3.12.(1)③継続的インテグレーション・継続的デリバリー環境	CI/CDパイプラインは可能な限りガバメントクラウドのマネージドサービスで構築する理解ですが、AzureDevOpsのように国内リージョンに限定されないサービスも利用可能でしょうか。※「3.3. システム方式に関する事項 (2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件」の③にて「情報資産を管理するデータセンタの設置場所に関しては、国内であることを基本とする」とあるため、利用不可と考えますが、もしCI/CDパイプラインでは利用可能ならご教示ください。	GSPIによっては国内リージョンに限定されないCI/CDサービスもあり、利用可否によってはGSP選定自体に影響するため。	CI/CDパイプラインを構成するサービスについては、ガバメントクラウドの利用方針及び本調達のセキュリティ要件を満たすことを前提として提案してください。なお、特定サービスの利用可否については、利用形態や取り扱う情報の内容等によって判断が異なるため、一律の回答はできません。
108	意見	4_要件定義書(抄)	33	3.12.(2)クラウドサービス構成	本システムの構築・運用において、IaCを用いた自動化運用(Zero Touch Production)の推進を基本方針とすることに賛同いたします。 一方で、クラウドサービスの仕様上の制約やIaCツールの制限、障害発生時等の非常時対応においては、管理コンソールへのアクセスを含む手動での作業が必要となる場合があります。 つきましては、原則としてZero Touch Productionを指向しつつも、必要な場合には、事前に定めた手続の下で管理コンソールの利用(参照以外の操作を含む)を許容する要件としていただけますでしょうか。	技術的実現性を確保するとともに、システム障害発生時に迅速なサービス復旧(RTOの遵守)を可能とするため。例外の取扱いをあらかじめ要件上明確にしておくことで、実効性と統制を両立した運用体制を策定することを目的とします。	ご指摘のとおり、運用上の例外が生じる場合はあると考えていますが、本件に限らず、想定される全ての例外を要件定義書等に規定することは困難です。このため、要件への追記は予定しておりませんが、例外的な運用を含めた実効性のある提案を期待しております。
109	意見	4_要件定義書(抄)	34	3.13.(2)データの標準化④	「各種設計書や御利用の手引き等のドキュメントは、AIでの活用を想定している」との記載について、AIを活用したドキュメント管理・開発支援サービスを提案可能とするため、「ISMAP登録済のAIサービス」または「ISMAP登録と同等のセキュリティ要件を満たしていることが確認可能なAIサービス」の利用を認める旨を要件に追加いただきたい。	ISMAP登録済サービスに加え、国内外で実績のあるAIサービスや開発支援サービスも提案対象とすることが可能となり、設計や運用に係るドキュメントを活用したナレッジマネジメントや、開発生産性向上の提案の幅が広がるため。	ご指摘の内容については、要件定義書3.3.(1)表12項番2(8)③に記載する「ISMAP等のセキュリティ要件を満たすもの」に含まれます。本システムに実装するAI機能はガバメントクラウドで利用可能なサービスの範囲内を前提としますが、設計・開発・保守等で利用するAI支援サービスについては、ISMAP登録の有無にかかわらず、本調達で求めるセキュリティ要件への適合を説明可能なものであれば利用を妨げるものではありません。
110	意見	4_要件定義書(抄)	34	3.12.(6)①表21動作保証対象とする利用端末	表21 動作保証対象とする利用端末 について、本システムがサポートすべき「対象OS(バージョン)」および「最低システムスペック(要件)」について、明確に仕様書(または要件定義書)へ明記いただくことを提案いたします。	サポート対象外となる古いOSや低スペック環境での動作保証をあらかじめ切り離すことで、脆弱性リスクを排除したセキュリティの向上と、品質保証の観点における動作検証スコープの適正化を図るためです。 調達仕様書に記載がない場合はQAが発生すると思いますので、QAで対応されることを想定される場合はご放念ください。	対象OS及びブラウザについては、要件定義書3.12.(6)に記載のとおり、運用開始時点における最新バージョンを動作保証対象としております。また、最低システムスペックについては、技術動向やサポート期間の変化を踏まえる必要があるため、現時点では具体的な要件を設けておらず、追記は予定しておりません。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
111	質問	4.要件定義書(抄)	43	3.15.(1)移行に関する前提条件②	「本システムの要件等に伴い、移行対象データの作成や加工が必要な場合においては、現行システムの運用・保守事業者と協力し、調整の上で、確実に実施すること。」に関して2点お伺いします。 ①「移行に向けた作業手順及び役割分担」に基づき、現行システムの運用・保守事業者と協力(作業)を要請する場合、その費用の負担者は誰になりますでしょうか。 ②また、それが「本システム 設計・開発事業者(受注者)」であった場合、現行システム・保守事業者の協力(常識的な費用での受託)は必ず得られる整理となっていますでしょうか。		現行システムの運用・保守事業者との調整は発注者が実施し、システム開発受注者に協力要請に関する費用負担は生じません。なお、当該事業者による協力は、データ移行に必要な合理的な範囲で行われること、また、移行に必要な作業については、発注者、受注者及び現行システムの運用・保守事業者の三者で協議の上、対応方法を調整することを想定しております。
112	質問	4.要件定義書(抄)	43-48	3.15.移行に関する事項	既存システムから新システム(ガバメントクラウド)へのデータ移行に関して、以下をご教示ください。 1. 既存システムと新システム間において直接のネットワーク通信(閉域網経由またはインターネット経由)は可能でしょうか。それとも既存システム側でエクスポートしたファイルを介して移行を行う想定でしょうか。 2. 表28項番3～5のファイルサーバ保管データ(日次エクスポートデータ60GB等)については、センターから受注者へ提供いただける想定でしょうか。それとも受注者が何らかの手段で当該ファイルサーバへアクセスする想定でしょうか。		現行システムはAWS上で稼働しております。必要なデータは受注者が抽出し新システムにデータ移行することを想定しております。なお、具体的な抽出方法については、受注者からの提案を踏まえ、契約締結後に発注者と受注者で協議の上、決定いたします。また、システム外で管理されている各種記録表等については、センターから提供する予定です。
113	質問	4.要件定義書(抄)	44,47	3.15.(3)表26項番6切り戻し基準、切り戻し手順書、 3.15.(10)本番移行④	現行システムへの切り戻しの対象期間、および稼働開始後の現行システムの扱いについて確認させてください。 p.47の「(10) 本番移行」に「本番移行後に不具合が発生した場合には～現行システムへの切り戻しは想定しない」、「本番移行中の不具合については切り戻しを想定する」と明記されておりますが、p.44で策定を求められている切り戻し計画は、あくまで「本番移行作業中のトラブルによる切り戻し」のみを対象とする認識で相違ないでしょうか。		ご認識のとおりです。
114	質問/意見	4.要件定義書(抄)	46	3.15.(7)データ移行サーバ・ツールの開発	「移行対象データに必要なデータ・クレンジング等の加工」が受注者責任として明記されておりますが、公開版からは外字数・不備データ数の規模感が不明確です。移行リハーサル2回以上を実施する前提であっても、クレンジング範囲の見通しがないと、移行工数の合理的な見積りが困難です。 別紙6において、外字数、不備データ数、重複データ数、必須項目の欠損率等の統計情報をご提示いただきたい。	移行リスクの見積前提を各社で共通化するため。	外字数、不備データ数、重複データ数及び必須項目の欠損率等を把握していないため、お示しできる情報はありません。本調達においては、受注者により移行対象データの調査及び分析を実施した上で、必要なデータクレンジング等を行うことを想定しております。
115	意見	4.要件定義書(抄)	47	3.15.(12)利用者アカウントの移行に関する要件①	「移行対象となる利用者アカウントは、現行システムにおいて利用中または利用停止中のアカウントとし」との記述に関し、利用資格終了(利用停止中)となったデータも含めて全件を移行対象とするか、あるいは「過去〇年以内に利用停止となったデータ」のように移行対象とする期間の閾値を設けるか、その範囲を明記(またはセンターと別途協議して決定する旨を明記)いただくことを提案いたします。	利用制限年齢への到達等によって利用資格が終了したデータを過去全件にわたって無制限に移行対象とした場合、新システムでの不要なデータ蓄積が懸念されます。情報漏洩リスクの低減(データライフサイクルの最適化)の観点から、移行対象とする過去データの範囲を明確に定義いただくことが望ましいと考えるためです。	要件定義書3.15.(12)①に記載のとおり、現行システムにおいて利用中または利用停止中のアカウントを対象とし、退会済のアカウントは対象外としております。なお、利用制限年齢への到達等によって利用資格が終了した場合は退会済みとなることから基本的に移行の対象外となります。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
116	質問	4_要件定義書(抄)	47	3.15.(10)本番移行	本番移行(令和10年2月末～3月初旬、土日祝日に実施)に関し、以下の各点をご教示願います。 (a) 移行実施時に許容されるサービス停止時間の上限。 (b) 移行前後に設定可能なデータ更新凍結期間(利用者による登録・変更等の受付を一時停止する期間)の許容範囲。 (c) 移行期間中の新規利用申込・応募等の取扱い(受付停止の可否、停止する場合の利用者への周知の分担)。		本番移行に伴うサービス停止時間、データ更新の停止期間及び移行期間中の業務運用の詳細については発注者において定めておらず、受注者において、利用者への影響を最小限とする観点から、適切な移行計画を提案してください。 なお、サービス停止時間及びデータ更新停止期間については、システム移行の確実性と利用者利便性の双方を考慮して設定することを想定しており、新規利用申込や応募等の取扱い、利用者への周知方法を含め、具体的な対応については設計・開発工程において発注者と受注者で協議の上、決定する予定です。
117	質問	4_要件定義書(抄)	48-50	3.16 引継ぎに関する事項	令和10年4月1日以降の次期運用・保守事業者への引継ぎについて、引継ぎ先事業者の決定時期、引継ぎ開始時期、引継ぎ期間、理解度確認方法、完了条件をご提示ください。		引継ぎ先事業者の決定時期、引継ぎ開始時期、引継ぎ期間、理解度確認方法、完了条件については、円滑な業務移行及び安定した運用開始に支障が生じないよう設定することとしておりますが、具体的な内容については、契約締結後に提示または発注者と受注者で協議の上、決定する予定です。
118	質問	4_要件定義書(抄)	49	3.16.(3)表29本システムの引継ぎ対象	本システムの次期運用・保守事業者への引継ぎについて、引継ぎ期間が「令和9年3月中」とあるが、「令和10年3月中」の誤りではないでしょうか。		ご指摘のとおりです。要件定義書3.16.(3)表29の「引継ぎ期間」を「令和10年3月中」に訂正いたします。
119	意見	4_要件定義書(抄)	50-51	3.17.(4)教育の方法、(5)教材の作成	教育訓練については、原則としてオンライン形式とし、共通説明会及び利用者区分ごとの録画教材・操作マニュアルを活用する方式を許容いただきたいと思います。また、同一内容の複数回開催は、録画配信等で代替可能とすることを希望します。	複数回の集合研修、講師派遣及び研修環境の個別準備は費用増加の要因となります。録画教材及びオンライン研修を活用することで、教育品質を維持しつつ開催費用を抑制できるため。	教育訓練の実施方法については、特定の実施形態を指定するものではありません。要件を満たすことを前提として、オンライン形式、録画教材、操作マニュアル等を活用した効率的かつ効果的な実施方法を提案してください。利用者への教育効果および費用対効果を考慮した提案を期待いたします。
120	意見	4_要件定義書(抄)	53-54	3.18.(3)表34 項番5問合せ対応・ヘルプデスク業務	「(3) 運用作業」に想定する問い合わせの種類や件数を記載するのはいかがでしょうか	見積もり条件を明確にするため。	問い合わせの種類及び件数については、システム更改に伴う業務フローの見直し、機能追加、UI/UXの改善、AI機能の導入等により、現行システムと同様の傾向になるとは限らないことから、有効な想定件数をお示しすることは困難と考えております。提案に当たっては、要件定義書に示す利用者規模、業務内容及び運用要件等を踏まえてご検討ください。
121	意見	4_要件定義書(抄)	54	3.18.(3)項番9	BPR効果を測る成功KPIが仕様に薄い。「ベースライン測定と目標値の運用要件への組み込みを要望する。効果検証の仕組みがなければ更改の成否の判定が難しいため。	調達目的は「事務負担の削減・利便性向上・制度活用促進」だが、定量目標が明示されていない。 提案：現行の電話・メール対応工数のベースラインを事前調査成果から確定し、「センター職員の処理工数〇%削減」「問合せの自己解決率」「利用申込のリードタイム短縮」「再就職件数」等をKPIとして運用改善(要件定義書3.18表34項番9)に紐づける。効果検証の仕組みがないと更改の成否が判定できないため。	事務負担の軽減、利用者の利便性向上及び制度活用の促進は本システム更改の目的ですが、その達成状況は制度運用等の外部要因にも影響を受けるため、本調達において受注者の達成責任として定量的なKPIを設定することは予定しておりません。
122	意見	4_要件定義書(抄)	54	3.18.(3)表34 項番6ログ管理・監査	表34 主な運用作業一覧の項番6「ログ管理・監査」における(1)と(2)の記載内容が「アクセスログ及び操作ログを1年間以上保存すること」として重複しています。こちらの(2)の重複箇所を整理いただくとともに、もし他に定義すべきログ保存要件(他のログ種別の定義や、個別の保存期間・運用条件等)がある場合は、その具体的な仕様条件を明記いただくことを提案いたします。	仕様書の整合性を確保するとともに、本番運用開始後に監査対応等で必要となるログの取得・保持漏れが発生するリスクを未然に防止し、確実なログ保管体制を構築するためです。	ご指摘のとおり、記載が重複しておりましたので、要件定義書3.18.(3)表34項番6(2)を削除いたします。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
123	意見	4.要件定義書(抄)	54	3.18.(3)表34項番7大規模災害等対応訓練(1)	「(1) 大規模災害等への対応訓練を行うこと。」について、大阪リージョン等の副環境を使用した実稼働を伴う切替訓練は技術的・運用上困難であることが想定されます。そのため、本訓練の実施手法としては「東京リージョンにおける復旧手順を対象とした机上訓練」をもって代替可能としていただけますでしょうか。かつ、机上訓練も、構築フェーズでDR手順書が整備されている前提とさせていただきます。	本番運用中に他リージョンへの実機切り替えを伴う訓練を行うことはリスクおよび運用負荷が極めて高くなります。構築段階で整備されたDR手順書の妥当性を机上訓練にて検証・確認する形式とすることで、システムの安全性を担保しつつ、実効性の高い訓練を実施することが可能となります。	大規模災害等への対応訓練については、実効性が確保されることを前提として、机上訓練を含む実施方法を提案いただくことは可能です。具体的な訓練内容及び実施方法については、発注者と受注者で協議の上、決定いたします。
124	意見	4.要件定義書(抄)	54	3.18.(3)表34項番7大規模災害等対応訓練(2)	「(2) 情報漏洩への対応訓練を行うこと。」について、本表項番123と同じく机上訓練とし、机上訓練の対象・範囲については、「事前に整備されたインシデント発生時の報告・初動対応フローに基づき、その体制および手順の有効性を確認すること」を前提条件として定めていただけますでしょうか。	本番運用環境において擬似的なインシデント(ダミーデータ等の発生)を意図的に引き起こす実地訓練は、通常業務への影響および二次リスクの懸念があります。事前に策定されたインシデント対応フローに基づき、関係者間での連絡体制や対処プロセスのロールプレイング(机上確認)を行うことで、運用リスクを排除しながら十分な有事対応能力の点検が可能となります。	情報漏えいへの対応訓練については、実効性が確保されることを前提として、机上訓練を含む実施方法を提案いただくことは可能です。なお、訓練の具体的な対象範囲、実施内容及び実施方法については、発注者と受注者で協議の上、決定いたします。
125	質問	4.要件定義書(抄)	55	3.19.保守に関する事項	保守に関する詳細・具体的内容は保守設計において定められるものと承知しておりますが、対応時間帯について必須もしくは想定されている条件があればご教示ください。 例えば、ヘルプデスク同様に開庁日9:00～18:00でよいのか、24時間365日の対応が求められるか等についてお示しください。		保守に関する詳細・具体的内容は保守設計において定めることを想定しておりますが、平常時の保守対応時間帯については、運用業務の実施日・実施時間帯(開庁日9:00～18:00を想定)に準ずることを想定しております。 ご指摘を踏まえ、要件定義書3.19.(1)に以下を追記いたします。 ----- 「平常時の保守体制は運用業務の実施日に準ずることを想定しているが、重大障害または情報セキュリティインシデント発生時には、夜間・休日を問わず対応可能な体制とすること。」 -----
126	意見	4.要件定義書(抄)	55-58	3.19.保守に関する事項	軽微改修、AI機能保守、継続的改善について、契約範囲内で対応する上限及び変更契約の対象となる条件を明記いただくことを希望します。	改善要望や軽微改修の範囲が曖昧な場合、運用開始後に無制限の追加対応と解釈される可能性があるため。	本表項番27記載のとおりです。
127	意見	4.要件定義書(抄)	58	3.19.(3)表37 項番12 軽微改修	表37 主な保守作業一覧の項番12「小規模な機能改修」について、対応可能な工数上限(例:月●人日以内、あるいは画面修正のみ等)や明確な適用基準を定義いただくことを提案いたします。	「軽微・小規模」の定義について発注者・事業者間で解釈に差が生じるのを防ぎ、維持保守フェーズにおけるサービスレベル(SLA)および業務範囲を明確化することで、安定したシステム運用体制を維持するためです。	本表項番27記載のとおりです。
128	質問	4.要件定義書(抄)	58	3.19.(3)表37項番11AI機能保守(チャットボット・求人レコメンド)(2)	「チャットボットの回答ログを定期的に確認し、回答不能・誤回答が多い質問パターンを把握の上、参照データの追加・修正等の改善策をセンターに提案すること。」との記載がありますが、現行システムにおいて、回答不能や誤回答(ユーザーによる「役に立たなかった」ボタン等の評価ログ、あるいは未回答ログ等)を自動抽出・判別する機能、または集計管理機能は構築・運用されていますでしょうか。または新システム側で判定・集計・ダッシュボード等の機能を構築することを想定しておりますでしょうか。		現行システムにおいては、チャットボット機能を搭載しておりません。 なお、新システムにおいてどのような方法で回答不能または誤回答が多い質問パターンを把握し、改善提案につなげるかについては、要件を満たす範囲で提案いただくことを想定しております。

「国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務」調達仕様書案等資料に対する意見等

「質問・意見等」に記載の参照先については、当センターにおいて本表に合わせて記載を変更しております。

項番	質問/意見	資料名	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
129	質問/意見	別紙2_機能要件一覧	冒頭	【設計・構築工程における機能精査に関する留意事項】	別紙2 冒頭において、「求職者利用申込に関する機能」「職業紹介事業者の利用申込や求職者へのアプローチに関する機能」「求人企業の求職者へのスカウトに関する機能」「求職者、求人企業、職業紹介事業者、求人者における担当者に関する状態管理」「各府省人事担当向け機能における求職者利用申込確認機能」については「別紙5」を優先する旨、また「管理機能の拡張」等については設計工程で精査する旨が明記されておりますが、両者の差分規模又は精査対象の粒度が不明のため、要件精査工程の工数を推計することが困難です。 別紙2記載事項と別紙5記載事項との差分の想定規模(例:機能数、画面数レベル)をご提示いただきたい。	要件精査工程の工数見積の合理性を確保するため。	設計工程において精査を行う事項については、要件の具体化及び実現方式の検討を目的とするものであり、精査対象の規模を定量的にお示しすることは困難です。 別紙5の内容については、資料閲覧において確認可能ですので、提案に当たっては当該資料をご確認ください。なお、差分規模に関する追加資料を提示する予定はありません。
130	質問	別紙2_機能要件一覧	項番1,22,38,54,144,152	ログイン	利用者認証において、多要素認証(MFA)やパスキーの導入を想定しているか また、導入を想定している場合は対象利用者及び認証方式をご提示いただきたい (システムの規模見積上必要なため、確認)		求職者、求人企業、職業紹介事業者等の利用者認証においては、多要素認証(MFA)及びパスキー認証は導入要件として定めておりません。一方、該当クラウドにログインするユーザ(運用・保守事業者及びセンターのシステム管理者)の利用者認証では必須要件としております。
131	意見	別紙2_機能要件一覧	項番3	求職者利用申込機能	別紙2_機能要件一覧 項番3「求職者利用申込画面」の画面／帳票概要に「職員証に記載された氏名及び所属情報を確認し、本画面での入力情報とオンライン上で照合する機能を備えること(項番61参照)」とありますが、照合機能は項番56「職員証による氏名等確認機能」であり、参照先「項番61」は「項番56」の誤りと思われます。ご確認をお願いいたします。		ご指摘の通り別紙2項番3の3(ぼつ目の参照先は「項番61」ではなく「項番56」の誤りです。該当箇所を修正いたします。
132	意見	別紙2_機能要件一覧	項番21,37,53,101,151	メッセージ機能	メッセージ機能に関し、スレッド管理や既読確認等の仕様記述はありますが、送信済メッセージの修正(編集)および取り消し(削除)に関する仕様(可否や制限範囲等)の明記がありません。 送信後の編集・削除を「不可(送信後の改ざん防止)」とするのか、あるいは「送信後一定時間内に限り修正可能」とするのかなど、送信メッセージの取り扱いに関する明確な仕様条件を定義いただくことを提案いたします。	官民ジョブサイト上で交わされるメッセージには個人情報や採用・選考に関わる重要情報が含まれるため、不当な書き換えや証跡の消去を防ぐ観点から「送信後の編集・削除制御」の定義が不可欠であるためです。また、送信ミス時の救済措置等の要否も含めてあらかじめ仕様を統一・明確化しておくことで、手戻りのない画面・機能設計およびデータ保持方針の決定が可能となるためです。	メッセージ機能における送信後の編集・削除機能については、現時点でその要否及び具体的な実装方法を定めていないため、要件定義書等への追記は行いません。当該要件については、設計工程において発注者と受注者で協議の上、要否を含めて決定することいたします。
133	質問	別紙2_機能要件一覧	項番184	ネクストアクションの通知機能	要件定義書(抄)にはSMSの記載はないが「別紙2_機能要件一覧.xlsx」には、SMS通知の記述があります。こちらSMS通知は必要な認識で相違ないでしょうか。		SMS通知機能の搭載は予定しておらず、別紙2の記載は誤記となります。ご指摘を踏まえ別紙2項番184に記載の「SMS通知」の記載を削除いたします。